



伊万里市景観計画

令和5年9月 伊万里市



目 次

第1章 計画策定の主旨	1
1-1. 計画策定の背景と目的	1
1-2. 計画の位置づけ	2
1-3. 検討体制	7
第2章 伊万里市の概況	9
2-1. 伊万里市の概要	9
第3章 地区の概況と景観特性	14
3-1. 里地区	14
3-1-1. 里地区の概要	14
3-1-2. 里地区の景観特性	18
3-2. 大川内山地区	22
3-2-1. 大川内山地区の概要	22
3-2-2. 大川内山地区の景観特性	26
第4章 景観形成および景観まちづくりに向けた課題	30
4-1. 里地区の景観形成に向けた課題	30
4-2. 大川内山地区の景観形成および景観まちづくりに向けた課題	32
第5章 良好な景観の形成に関する方針	35
5-1. 里地区の景観形成方針	35
5-2. 大川内山地区の景観形成方針	36
第6章 良好な景観形成のための行為の制限	37
6-1. 里地区	37
6-1-1. 景観計画の区域	37
6-1-2. 届出対象行為	38
6-1-3. 景観形成基準	40
6-2. 大川内山地区	48
6-2-1. 景観計画の区域	48
6-2-2. 届出対象行為	49
6-2-3. 景観形成基準	50
第7章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	65
7-1. 景観重要建造物の指定に関する事項	65

7-2. 景観重要樹木の指定に関する事項.....	67
第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項.....	69
第9章 屋外広告物の表示などに関する事項.....	72
第10章 計画の運用に関する事項.....	73
10-1. 景観まちづくりへの展開に向けて.....	73
10-2. 景観計画の運用.....	77
10-3. 計画策定後の取組みイメージ.....	79

第1章 計画策定の主旨

1-1. 計画策定の背景と目的

伊万里市は、佐賀県の西北部にあって、東松浦半島と北松浦半島の結合する位置にあり、伊万里湾が深く入り込んだ天然の良港を擁しています。古くから大陸貿易の基地として発展し、江戸時代には「古伊万里」の積出港として大いに栄え、現在も肥前窯業圏の一翼を担っています。

また、臨海部を中心に大規模な工業団地を形成し、国際物流の拠点化が進むほか、豊かな自然環境を活かした農業が調和したまちとして発展してきました。

その中で、里地区の「里小路の矢竹生垣通り」と大川内山地区の「秘窯の里 大川内山」は、その長い歴史と風土に育まれた特色ある美しい景観がこれにまつわる物語とともに佐賀県遺産として登録されています。

しかしその一方で、両地区を取り巻く社会環境は大きく変化しており、景観への影響が懸念される開発等の可能性が生じていることから、両地区の良好な景観の保全が急務となっています。

里地区は、戦国時代、山代の地を治めた田尻氏が、里地区を東西に伸びる小路に家臣たちを住ませ、戦に備えて家臣たちが屋敷周りの生垣に矢の材料となる矢竹を植えたと伝えられており、現在は、地域住民によって自主的に管理された生垣が美しい通り景観を創出しています。また、視点場となる^{だいべんざいてん}大辨財天からは田園に囲まれた集落越しに伊万里湾を眺望できるなど、生垣通りとともに本地区固有の景観が形成されています。しかし、近年は集落内の新興住宅地開発や少子高齢化による生垣の維持管理への不安、西九州自動車道開通による景観への影響等が懸念されています。

大川内山地区は、史跡「大川内鍋島窯跡」を有する地区であり、御用窯や御細工場跡、藩役宅跡など藩窯当時の繁栄を伝える数多くの遺構が広範囲に残っており、当時の藩窯の制度や工人達の生活ぶりを知る資料として学術的価値が高い地区です。また、現在も30軒の窯元が軒を連ねる通りの背景には山水画を思わせる切り立った独特な岩壁がそびえ立ち、秘窯の里といわれる幽玄な景観を創出しています。しかし、近年は地区周辺では太陽光発電設備の建設問題、集落内では空き家問題、生業ではアジア外交問題や新型コロナウイルスによる来場者と売り上げの急激な減少等の喫緊の課題を抱えており、生業とともに育まれた景観への影響が懸念されています。

本計画は、このような里地区および大川内山地区の現状を踏まえ、両地区における総合的な景観づくりを図ることを目的として策定するものであり、両地区において今後の景観づくりの施策を実現していくための基本的な方向性や、今後のまちづくりに向けた景観的視点からのルールを、景観法に基づき策定することとします。

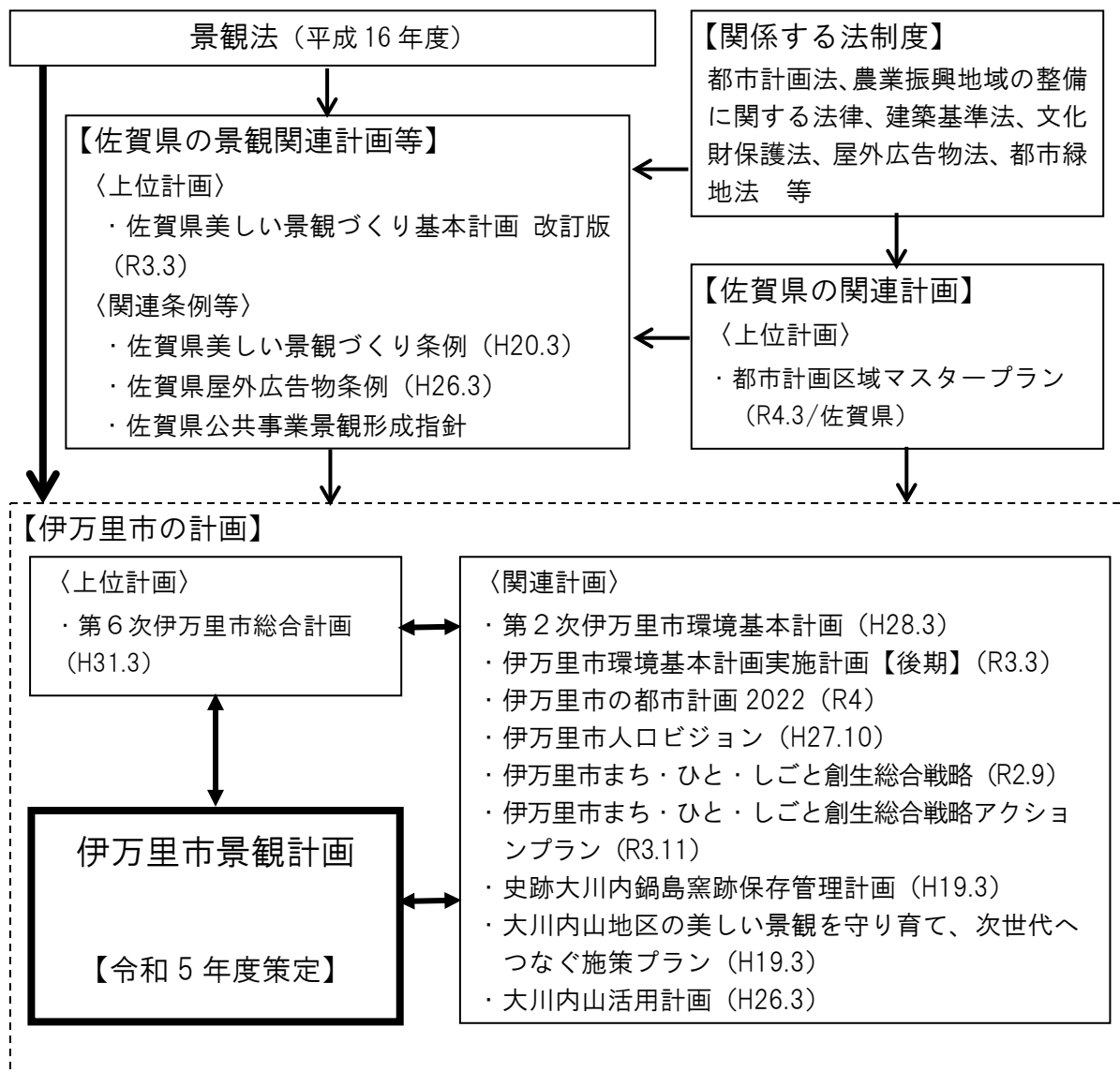
1-2. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

景観計画の主眼は必ずしも強い規制をかけることではなく、住民の意向や思いが十分に反映され、地域の景観の特性や価値を再認識し、身近なところから景観をよりよくしようと実践していくことのできる計画づくりとなることが重要です。

今回の景観計画の策定にあたっては、各種関連計画に示される理念や将来像を、景観形成の面から実現していくための計画と位置づけることとなります。

本計画は、景観法第8条に基づく景観計画として策定し、佐賀県が策定した「佐賀県美しい景観づくり基本計画（改訂版）（R3.3）」「佐賀県美しい景観づくり条例（H20.3）」及び、市や県の関連分野の計画や法制度等との連携・調整を図るものとします。さらに平成30年度に「第6次伊万里市総合計画」が策定され、新たなまちづくりがスタートしたことに留意し、地区の特性に合わせた景観づくり・まちづくりを推進するための計画とすることが重要となります。



(2) 上位関連計画

本計画を策定する上での上位関連計画の概要を整理します。

①佐賀県の景観関連計画等

上位計画	<p>①-1 佐賀県美しい景観づくり基本計画 改訂版（令和3年3月）</p> <p>「佐賀県美しい景観づくり基本方針」において、“景観づくりの共通目標や方向性”を示し、“県民・CSO、事業者、行政が連携して推進するための枠組み”などを位置づけ、佐賀県の景観づくりの基本的な考え方を示している。基本計画は、この基本方針に基づき、景観づくりを推進する方策を具体化し、「県の景観づくりの基本施策を提示すること」を目的として策定した。</p> <p>本計画において伊万里市は、地区区分では「丘陵集落景観ゾーン」と「変化に富んだ伊万里湾に面した港景観ゾーン」、景観軸では北部交流軸（旧伊万里街道）、景観圏域では伊万里景観圏域に位置づけられるとともに、主要都市景観として個性豊かな都市景観が形成されていることが示されている。</p>
関連条例等	<p>①-2 佐賀県美しい景観づくり条例（平成20年3月）</p> <p>「景観づくりに関し県、市、町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、景観づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の自然、歴史的文化的遺産等を大切にす意識及び佐賀県の景観を誇りに思う意識の涵養、健やかで快適な生活環境の創造並びに定住人口及び交流人口の拡大による地域活性化に貢献すること」を目的として制定。</p> <p>市町の責務として、「市町は、住民の意向を十分に反映させて、地域の個性に応じた景観づくりの施策を推進し、景観資源の保全及び活用を図るとともに、景観に配慮した公共事業の実施に取り組むよう努めなければならない」としている。</p>
	<p>①-3 佐賀県屋外広告物条例（令和3年3月）</p> <p>県内の良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のために、屋外広告物法に基づいて、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について、必要な措置を定めることを目的としている。自家用広告については小規模なものを除き許可が必要としている。</p>
	<p>①-4 佐賀県公共事業景観形成指針</p> <p>「佐賀県美しい景観づくり条例」を制定し、永続的な景観づくりを推進するにあたって、公共事業における景観形成のための基本的な考え方を定めている。景観形成の基本姿勢や基本的考え方とともに、共通指針として基本的事項及び要素別事項が示されている。</p>

②佐賀県の関連計画

上位計画	<p>②-1 都市計画区域マスタープラン（平成30年度）</p> <p>都市計画法の規定に基づき定めるもので、県が定める「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定め、都市計画区域ごとに、その都市の長期的な将来像とその実現に向けた道筋など都市計画の基本的な方向性を定めている。</p> <p>この中で、大川内山地区については、都市づくりの基本理念を「焼き物の歴史・文化や豊かな自然を活かすまち」とし、それを受けた整備の基本方向として、「歴史・文化の資源を活かしたまちづくり」のため「陶磁文化を活かした都市景観の形成を図り、個性と魅力にあふれた潤いのあるまちづくりを進める」としている。また、「観光面では、周辺地域を含めた広域的な窯業圏の中核を担う都市として、これらの景観や窯業の観光への活用を図る。」としている。</p>
------	--

③伊万里市の計画

上位計画	<p>③-1 第6次伊万里市総合計画（平成31年3月）</p> <p>本計画では、基本理念を「時代に柔軟に適応しみんなで支え育てるまちづくり」、将来都市像を「人がいきいきと活躍する幸せの実感のまち 伊万里」として、6つの分野ごとにまちづくりの目標を定めている。</p> <p>6つの分野は、①安心して健やかな暮らしづくり、②創造的で心豊かなひとづくり、③活気あふれる産業づくり、④生活の基盤づくり、⑤住みよい環境づくり、⑥自立と協働のまちづくりに分類され、第3章「分野別施策」第4節「生活の基盤づくり」の施策19「都市空間の形成」において、取組方針「1.適正な土地利用とコンパクトなまちづくりの推進」に向けて「伊万里川河畔や大川内山など地域の歴史や文化、風土に根ざした景観や建物の保全に努めます。」とされている。</p>
関連計画	<p>③-2 第2次伊万里市環境基本計画（平成28年3月）</p> <p>環境保全に関する施策はもとより、環境に係るすべての取組みの基本的な方向性を示すもの。伊万里市全域を対象とし、環境の保全と創造に関する望ましい環境像や長期的な目標を定め、その実現に向けた市民、事業者、CSO、行政の協働のもと、各種課題に対しての取組を進めていくものとしている。</p> <p>環境都市像「豊かな自然と人が共生するまち・伊万里」を達成するための5つの基本目標の中で「地域の快適性（美化）と個性を活かしたまちづくりとしての『まちなみ環境』が設定され、美化、景観、歴史、みどりなどについて具体的な取組みが示されている。</p>

<p>③-3 伊万里市環境基本計画実施計画【後期】(令和3年3月)</p> <p>第2次伊万里市環境基本計画で定める5つの基本目標を実現するために、各主体のうち市が行うべき取組みを具体的に明記し、計画的に取り組んでいくための計画。「清掃、美化意識の推進」「歴史的まちなみの利活用」「公園、緑地(みどり)の整備」に関する重点目標や取組計画が示されている。</p>
<p>③-4 伊万里市の都市計画2022(令和4年)</p> <p>都市計画法で定める「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理化が図られるべきこと」という基本理念の実現に向け、都市計画区域の設定や都市計画審議会の設置をはじめ、各種施設、条例等について整理されている。</p>
<p>③-5 伊万里市人口ビジョン(平成27年10月)</p> <p>市の人口に関する現状と課題を把握し、人口の将来展望において、令和42年(2060年)におよそ36,000人に減少すると推計されている将来人口を46,000人程度にとどめるとし、この展望を見据えた4つの基本目標を設定。その中で、景観と関連する目標として、基本目標2「地域資源を生かし『行きたいまち』をつくる」、基本目標4「時代に合った都市づくりで『安心して住みたいまち』をつくる」が設定されている。</p>
<p>③-6 伊万里市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年9月)</p> <p>第2期市総合戦略の対象期間は、国の総合戦略に合わせ、令和2年(2020年)度から令和6年(2024年)度までとし、伊万里市人口ビジョンにおいて示した46,000人の展望人口と4つの基本目標の実現に向けて取り組むべき施策を示している。この中では、国が示す2つの視点とともに、市独自に設定する2つの重点ポイント「City Promotion(シティプロモーション)」及び「SDGs」を持って関連する施策に横断的に取り組むとし、重要業績評価指標(KPI)では、「大川内山の外国人観光客の人数」の基準値と指標が示されている。</p>
<p>③-7 伊万里市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン (令和3年11月)</p> <p>伊万里市まち・ひと・しごと創生総合戦略を市民との協働により推進していくため、総合戦略に掲げる4つの基本目標ごとに、市民を交えた「伊万里市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進部会」を設置し、そこでの検討内容を基に施策の実施内容や主体を明らかにしたアクションプランを策定。</p> <p>重点施策一覧では、基本目標2「地域資源を生かし『行きたいまち』をつくる」ために観光PR事業の推進を設定し、秘窯の里・「大川内山」を核とした誘客営業活動や観光PRの実施を示している。</p>

	<p>③-8 史跡大川内鍋島窯跡保存管理計画（平成 19 年 3 月）</p> <p>史跡「大川内鍋島窯跡」を対象とした計画で、江戸時代に藩窯として発展し継承されてきた貴重な文化遺産の本質的価値を明らかにした上で、周囲の環境も含め適切に保存管理し継承していくための方向性が提示されている。本計画では保存管理とともに整備活用の視点として「①焼き物文化の拠点として」「②「大川内山」のイメージを表象する景観の拠点として」「③「伊万里」のイメージをアピールする拠点として」「④史跡を活かした体験型ツーリズムの拠点として」という 4 つの項目が整理され、その実現に向けて史跡地周辺の多様な資源とのつながりを図りながら保全し活かしていくための「エコミュージアム構想への展開」が示されている。</p>
	<p>③-9 大川内山地区の美しい景観を守り育て、次世代へつなぐ施策プラン（平成 19 年 3 月）</p> <p>佐賀県を代表する景観として、大川内山地区の景観を後世に残していくために、景観づくりの目標や景観づくりに向けた施策（案）が示されている。施策（案）は「町並み 歴史・文化 観光」「自然」「日常生活」という 3 つのカテゴリーに分類され、それぞれに具体的な取組み（施策）案・役割分担・重要度が整理されている。その中でも重要施策として、（1）電線の地中化の検討、（2）自然公園の充実、（3）景観に関心と愛着を持てるように道に愛称を付ける、（4）消防格納庫移設の検討、（5）景観に馴染んだ歴史案内板の設置の 5 つが位置づけられている。</p>
	<p>③-10 大川内山活用計画（平成 26 年 3 月）</p> <p>大川内山地区を対象に、地域をかたちづくる「歴史遺産」・「景観」・「町並み」の資源の現状と課題を明らかにし、これらの資源を活用した地域住民主体のまちづくりを考えた計画。計画の推進にあたっては、具体的な行動計画とし「守る」「伝える」「もてなす」「活かす」という 4 つの分野で実践すべき事業を取りまとめ、行動内容、行動主体、着手時期の整理がされている。</p>

1-3. 検討体制

この景観計画の策定にあたり、学識経験者等で構成される「伊万里市景観計画等策定委員会」を設置し検討を行うとともに、地域ワークショップ等を実施し住民との意見交換を行いました。

委員会の構成と、委員会及び地域ワークショップ等の開催経緯については次のとおりです。

(1) 伊万里市景観計画等策定委員会の構成

委員長	高尾 忠志	一般社団法人 地域力創造デザインセンター	代表理事
副委員長	後藤 隆太郎	佐賀大学	教授
委員	白武 正樹	伊万里土木事務所	管理課長 (令和4年10月まで)
	武富 博孝	伊万里土木事務所	管理課長 (令和4年10月から)
	松本 公貴	伊万里市	企画政策課長 (令和5年3月まで)
		同	市民交流副部長兼シティプロモーション推進課長 (令和5年4月から)
	岩崎 克信	同	企画政策課長 (令和5年4月から)
	山口 令子	同	情報政策課長 (令和5年3月まで)
	木寺 洋司	同	まちづくり課長 (令和5年3月まで)
		同	情報政策課長 (令和5年4月から)
	古竹 宏樹	同	まちづくり課長 (令和5年4月から)
	山口 裕之	同	観光戦略課長 (令和4年4月まで)
	原 利彦	同	シティプロモーション推進課長 (令和4年5月から令和5年3月まで)
	金子 健一	同	環境課長 (令和4年4月まで)
	中尾 克也	同	環境政策課長 (令和4年5月から)
	松尾 貞裕	同	農業振興課長 (令和5年3月まで)
	松尾 省吾	同	農業振興課長 (令和5年4月から)
	船井 向洋	同	生涯学習課主幹兼文化財係長 (令和4年3月まで)
		同	文化財係副主幹 (令和4年4月から)
	石井 司朗	里区	区長 (令和5年7月から)
	三宅 求	大川内山区	区長 (令和5年7月から)
	水田 重彦	里区	副区長 (令和5年7月から)
	川副 隆彦	鍋島虎仙窯	番頭 (令和5年7月から)

事務局 峯 憲和 伊万里市 建設農林水産副部長兼都市政策課長
 (令和4年4月まで)

春田 昌寿 同 建設農林水産副部長兼都市政策課長 (令和4年5月から)

前田 政和 同 都市政策副課長

田中 寛子 同 都市計画係主査 (令和4年4月まで)

山口 豊彦 同 都市計画係員 (令和4年5月から令和5年3月まで)

小野 慶太 同 都市計画係員 (令和5年4月から)

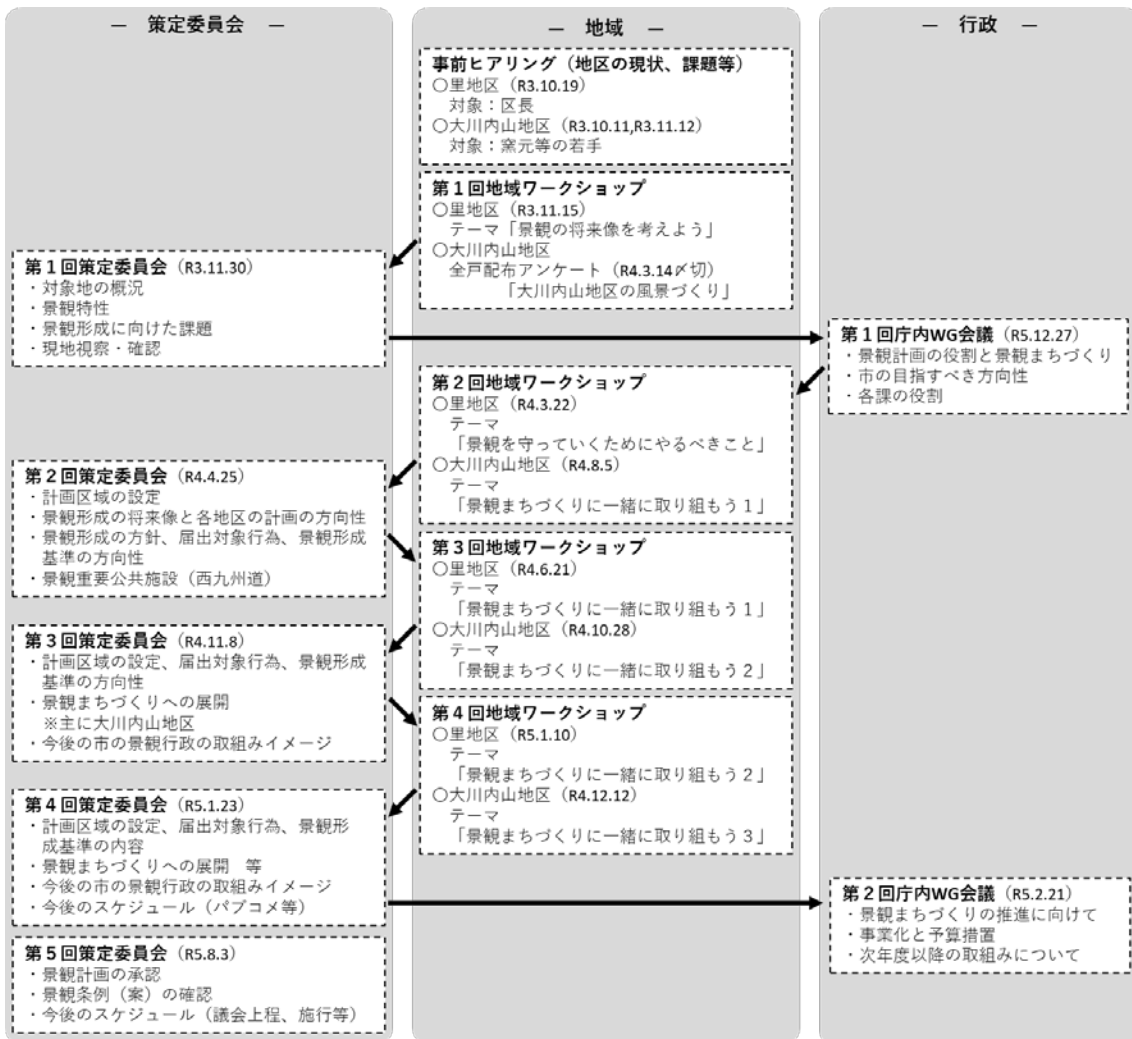
作成支援 澁江 章子 株式会社エスティ環境設計研究所 代表取締役・照査技術者

森口 貴文 同 管理技術者

今井 洋人 同 主任技術者

木村 真智子 同 所員

(2) 策定委員会及び地域ワークショップ等の経過



第2章 伊万里市の概況

2-1. 伊万里市の概要

(1) 位置

伊万里市は佐賀県の西北部にあって、東松浦半島と北松浦半島の結合部に位置し、北と東は唐津市、南は武雄市と有田町、西は長崎県（佐世保市、松浦市）に接しています。市域は、伊万里湾の最奥部に形成された市街地を中心に、東西約25km、南北に約21kmの広がりを見せ、面積は255.26km²と佐賀県全体の10.5%を占めています。



伊万里市位置図

(2) 気象

気象条件は、玄界灘より深く入り込んだ伊万里湾や国見山脈の影響で高温多湿型となっています。気候は、年平均気温16.1℃と温暖で、年平均2,300mm程度の降水量があり、豊かな自然環境と温暖な気候が特徴です。

(3) 地形・地質

伊万里市は、東部に位置する八幡岳(763.6m)や西部に位置する国見山(776.7m)が比較的標高の高い山として挙げられます。他にも眉山、黒岳、青螺山、牧ノ山、腰岳などがあり、地質の大部分は第3紀層ですが、これらの山々の基底部は堆積岩、頂上付近は玄武岩であり、火山活動の痕跡を残しています。このほか標高200m前後の低い大陣岳、今岳、三岳、牧島山などの山々も火山岩です。

また、本市には多くの川があり、大きく分けると唐津湾に注ぐ「松浦川・徳須恵川水系」と伊万里湾に注ぐ「伊万里川・有田川水系」に分かれます。松浦川は、国土交通省の一級河川に指定されています。また、有田川の水は、本市の上水道の一部と工業用水道に用いられています。伊万里川、有田川が伊万里湾に注ぎ、この河川と松浦川流域には平坦地または小盆地を形成し耕地として利用されています。

伊万里湾は、東松浦半島と北松浦半島に挟まれ、北西方向へV字型に広がり、各島々が点在していることで、外海からの風や波を遮り昔から「天然の良港」と言われてきました。しかし、七ツ島工業団地などの埋め立てにより自然海岸が減少しています。

(4) 自然環境

本市は、八幡岳や青螺山、国見山など、三方を山々に囲まれ、西北部からは波静かな伊万里湾が深く入り込むなど、豊かで美しい自然に恵まれています。

伊万里湾には、伊万里川や有田川が注ぎ込み、東部地区には松浦川が唐津湾に向かって流れており、これらの主要河川沿いには平地が開けているが、市域の大部分を中山間地域と山林が占めています。

また、自然公園法に規定する玄海国定公園、自然公園法に規定する黒髪山県立自然公園及び八幡岳県立自然公園、佐賀県の生物多様性重要地域に指定された伊万里湾沿岸と伊万里市の里山草原を含み、豊かな自然景観や生態系が維持されています。



伊万里市の豊かな自然環境

(5) 歴史・沿革

「伊万里」という地名は、松浦党の伊万里市に伝わる「伊万里文書」のうち、鎌倉時代の「建保六年源披讓状案」に「伊万里浦」と記された記録が残っています。

伊万里の地名のおこりについては、奈良時代に反乱者を討つため九州に派遣された紀飯麻呂が、この地に立ち寄ったことにちなんだ説と、奈良時代に日本の土地を区画した条里制によるもので、今岳の近くに「今」と呼ばれる「里（村のこと）」があって、それが「今里（伊万里）」と呼ばれるもとなったという2つの説があります。

明治4年9月廃藩置県によって伊万里県が誕生し、県庁が大坪町に設置されたが、明治5年5月には県庁が佐賀に移り、佐賀県と改称されました。

明治22年、市制町村制の施行に伴い、伊万里町・牧島村・大坪村・大川内村・黒川村・大岳村（明治33年波多津村と改称）・南波多村・大川村・松浦村・二里村・東山代村・西山代村が発足しました。昭和3年に牧島村が、昭和18年に大坪村及び大川内村が伊万里町に合併し、昭和11年に西山代村は町制を布いて山代町と改称されました。

昭和29年4月、町村合併促進法により伊万里湾沿岸の前述2町7ヶ村を合併した伊万里市が発足しました。

(6) 人口・世帯数

本市の人口は令和4年10月1日時点で52,873人(23,619世帯)となっています。本市が現在の市政をとるようになった昭和54年(1954年)以降の国勢調査をみると、本市の人口は減少傾向が続いており、『第6次伊万里市総合計画(令和元年策定)』における将来人口推計においても、この傾向は続くものと予想されています。しかし世帯数については増加傾向を示しており、核家族化が進んでいると考えられます。

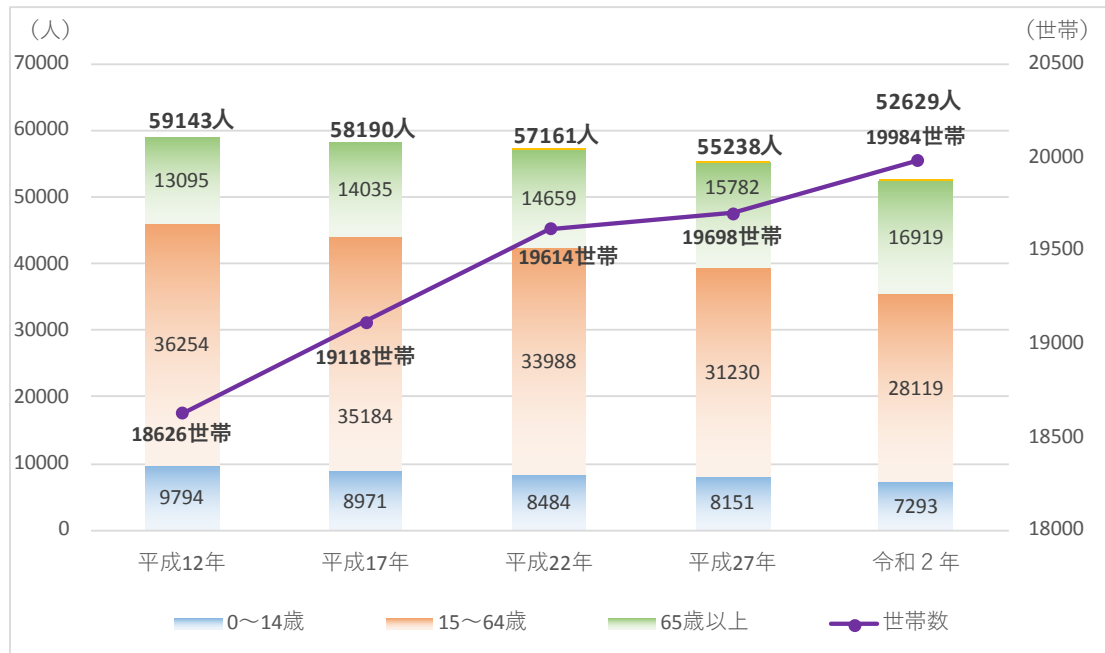


図 : 伊万里市の人口・世帯数の推移(数値出典:国勢調査)

(7) 産業

本市は、昭和30年代初頭までは石炭産業を中心に発展しましたが、その後炭鉱の相次ぐ閉山により石炭産業は減少傾向となっています。そのため、石炭産業に代わる新たな産業の導入等を目的として、臨海部に工業団地が造成され、造船、IC関連産業、木材関連産業等など多種多様な産業の集積が進んでいます。また、伊万里梨や伊万里牛、伊万里焼などの伊万里ブランドの生産が市内各地で営まれており基幹産業のひとつとして重要な役割を果たしています。

平成27年(2015年)の国勢調査を見ると、市内の就業者数は27,920人で、前回調査(平成22(2010年)国勢調査)と比較すると482人の減少です。産業別にみると就業人口では第一次産業が2,591人、第二次産業が8,882人、第三次産業が16,304人となっており、第一産業及び第二次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向です。さらに佐賀県全体と比較すると、製造業の割合が特になくなってきている他は大きな違いは見られません。

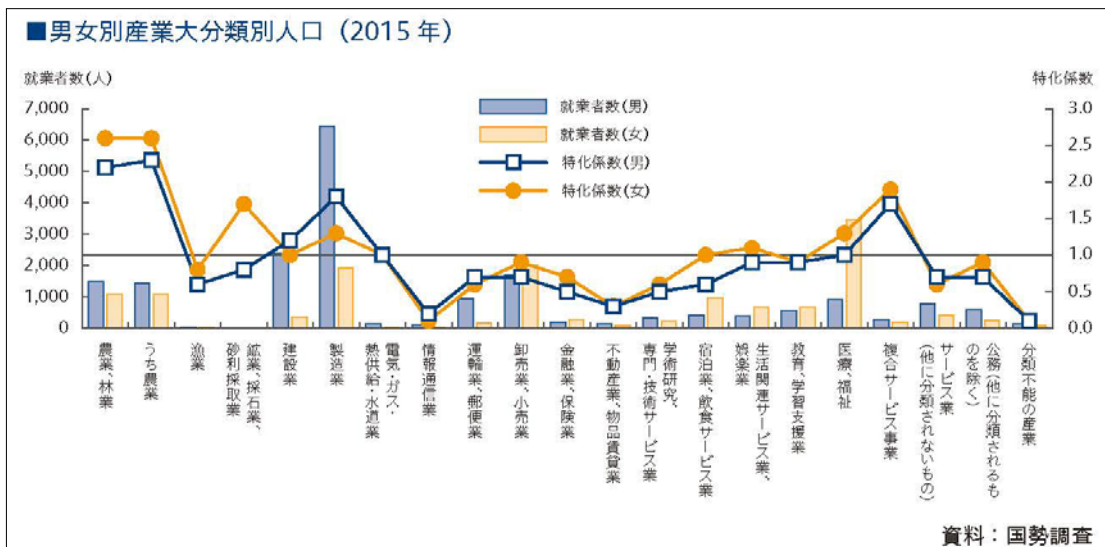


図 : 伊万里市の男女別産業大分類別人口 (数値出典 : 国勢調査)

(8) 交通

本市では幹線道路と高速道路、鉄道、港湾が主な交通基盤となっています。国道は202号、204号、498号の3本が通っており、それを補完する形で主要地方道や一般県道が走っています。高速道路は西九州自動車道（唐津伊万里道路）の伊万里東府招インターチェンジが平成30年に開通し、さらに西九州自動車道（伊万里松浦道路）への接続も予定されていることから、利便性の向上が見込まれます。

また鉄道はJR筑肥線が東西に走っており、終点のJR伊万里駅からは松浦鉄道に接続しています。



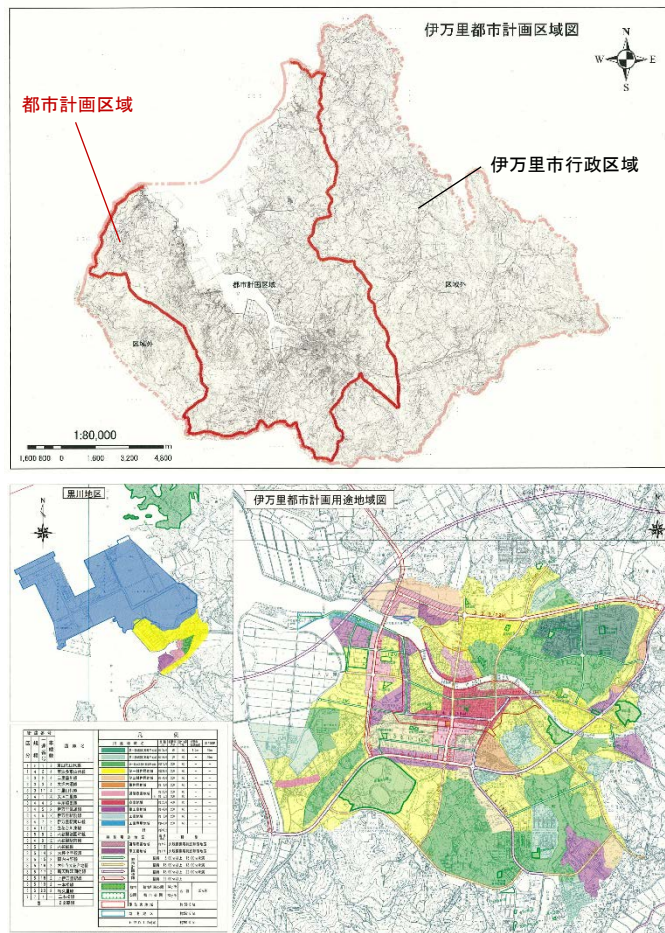
伊万里市の交通環境

さらに市の北部には港湾法における重要港湾である伊万里港が位置し、主に貨物船用の航路としてコンテナ輸送の拠点となっています。

(9) 土地利用

本市の都市計画区域の面積は11,198haであり、行政区域面積25,525ha（R2国勢調査時）の約44%にあたります。また、用途地域の面積は約795haであり、都市計画区域面積の約7%にあたります。

用途地域の内訳をみると、住宅系用途地域が549ha（69%）、商業系用途が49ha（6%）、工業系用途が197ha（25%）となっています。



伊万里市の都市計画区域・土地利用状況

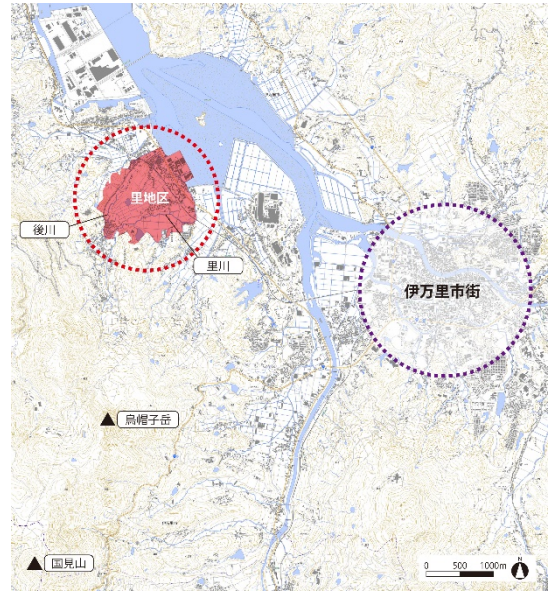
第3章 地区の概況と景観特性

3-1. 里地区

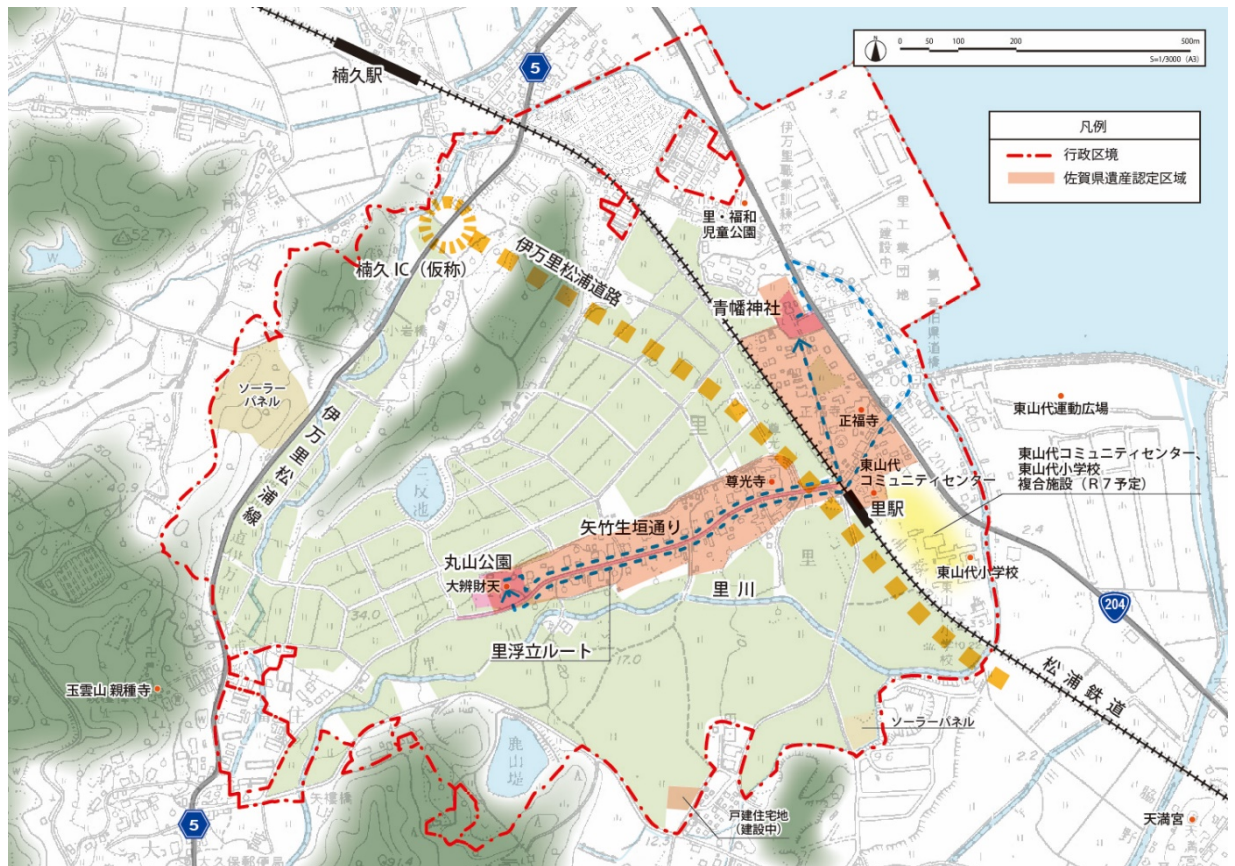
3-1-1. 里地区の概要

(1) 位置

里地区は、伊万里市の中心市街地から北西方向に約4kmの位置にあり、地区南側の国見山（標高約780m）や烏帽子岳（標高約600m）を中心とし、里川や後川等で形成された扇状地の地形を有しています。



図：里地区位置図



図：里地区周辺図

(2) 地形・地質

里地区南側の国見山は、「西岳溶岩台地」と呼ばれ、この溶岩台地の地質基盤は佐世保層群の相浦層や柚木層、世知原層等で、その上部を玄武岩類の火山岩が覆っています。国見山の斜面は断層のため傾斜が急で、山の麓から地区内の平野部にかけて扇状地が広がっています。この扇状地は、里川流域に発達したもので、扇状地が形成された時代は約三万年前と推定されています。

(3) 自然環境

地区内は、七郎峯等のなだらかな起伏の丘陵地に囲まれ、里川と後川の2本の川が伊万里湾へと注いでいます。また、これらの2つの川と三反池、鹿山堤を水源とした水田地帯が広がり、地区の大半を水田地帯が占めています。

「里小路の矢竹生垣通り」には、今から400年以上前に戦いに備えて通り沿いに植えた矢竹の小笹の生垣が、今なお地域住民により受け継がれており、歴史を感じるみどり豊かな自然環境を有しています。

(4) 歴史・文化環境

①里小路の矢竹生垣通り

天正17(1589)年、田尻^{あきたね}鑑種は小城鍋島藩の家臣となり、田尻氏とその一族の総勢約70名が筑後柳川から山代の地に移り住みました。田尻氏とその一族は里地区一帯を開き、東西に本道、南北に小路を設け、本道沿いに長方形の敷地割を基調とした武家屋敷が設けられました。本道や小路の家屋との境には、戦いに備えた矢竹の小笹の生垣を植え、本道沿いに給水用の側溝が設けられ、計画的な居住区の形成が見られました。

現在では、武家屋敷は現存していませんが(住宅は約30軒程度)、生垣は所有者が代々維持管理を受け継ぎ、町割りの骨格や約500mにもおよぶ矢竹生垣通りは今なお継承されており、地区の貴重な歴史や景観を伝えています。

この地区固有の歴史や地元住民による生垣の維持管理などの功績が評価され、「佐賀県遺産(令和元年)」や「新さが百景(平成10年)」の認定を受けました。

②青幡神社と大楠

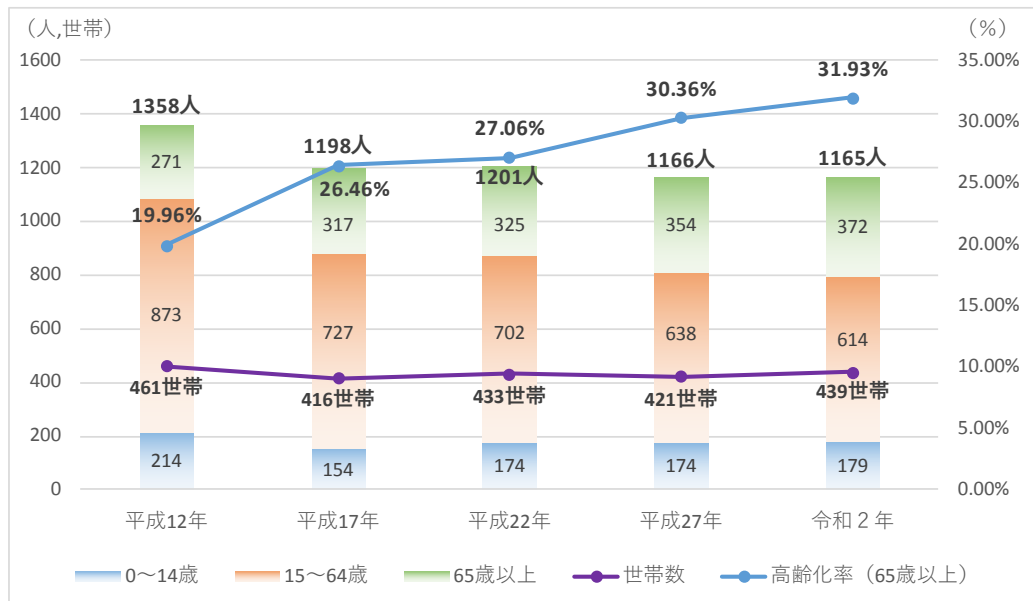
青幡神社は、松浦党の祖である源久の長子源直が、約900年前の久安年間(1145年-1150年 鎌倉時代)、東山代里館に政庁を置いた際に、その鬼門除けの鎮守として創建されたと伝えられています。また、神社の境内には、県の天然記念物に指定された大楠があります。

③浮立

民俗芸能である浮立は、毎年10月の山代供日、旧山代郷の4地区が交代で受け継いでいます。浮立や巫女舞は、神輿とともに矢竹生垣通りを通過し、青幡神社で奉納されています。

(5) 人口・世帯数

近年の里地区は、人口が減少傾向（平成12年～令和2年の推移：1,358人→1,165人〔86%に減〕）であることに対し、世帯数は微減傾向（平成12年～令和2年の推移：461世帯→439世帯〔95%に減〕）で高齢化率は増加傾向（平成12年～令和2年の推移：19.96%→31.93%〔160%に増〕）にあるため、少子高齢化が進んでいることが考えられます。



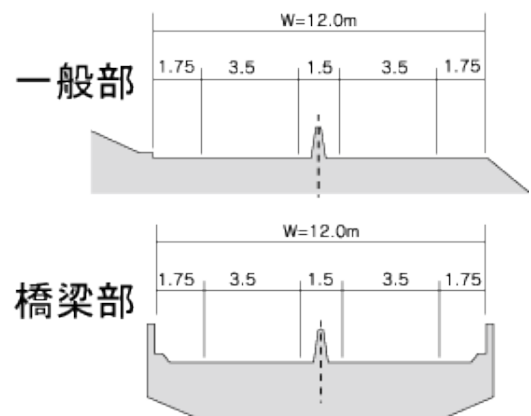
図：里地区の人口・世帯数の推移（数値出典：国勢調査）

(6) 社会環境

① 公共インフラ（鉄道や道路）

地区の東西に伊万里市街地や松浦市街地等を結ぶ松浦鉄道が走り、地区内では里駅が鉄道駅となっています。

道路網は、伊万里市や松浦市等を結ぶ主要幹線道路の国道204号や県道5号（伊万里松浦線）で形成されています。さらに、将来的には、西九州自動車道の伊万里道路に接続する高規格幹線道路である伊万里松浦道路（車線数2車線）が松浦鉄道の西側に建設予定です。



図：西九州自動車道の計画イメージ（出典：佐賀国道事務所 HP）

②矢竹生垣通りの集落

現在も定期的な住宅の建て替え等を繰り返し、居住環境は保たれていますが、近年少子高齢化や空き家の増加、生垣の後継者不足等が懸念されています。

③沿岸部や外縁部

地区の沿岸部の埋め立て地は、工業団地としての開発が進み、半導体等の IC 関連産業や食品製造業等の工場などが集積しています。また、地区北部では新興住宅地開発が進んでいます。

地区の外縁部では、近年太陽光発電設備の設置（地区内 2 箇所）や新興住宅地開発（地区内 1 箇所開発中）が進められています。

3-1-2. 里地区の景観特性

里地区の景観特性は、丘陵地内におけるエリアの特徴に応じて、①矢竹生垣通りエリア、②田園エリア、③神社エリア、④臨海エリア、⑤丘陵エリア、⑥まち全体（丸山公園からの眺望）、⑦浮立の7つに分類して整理を行いました。

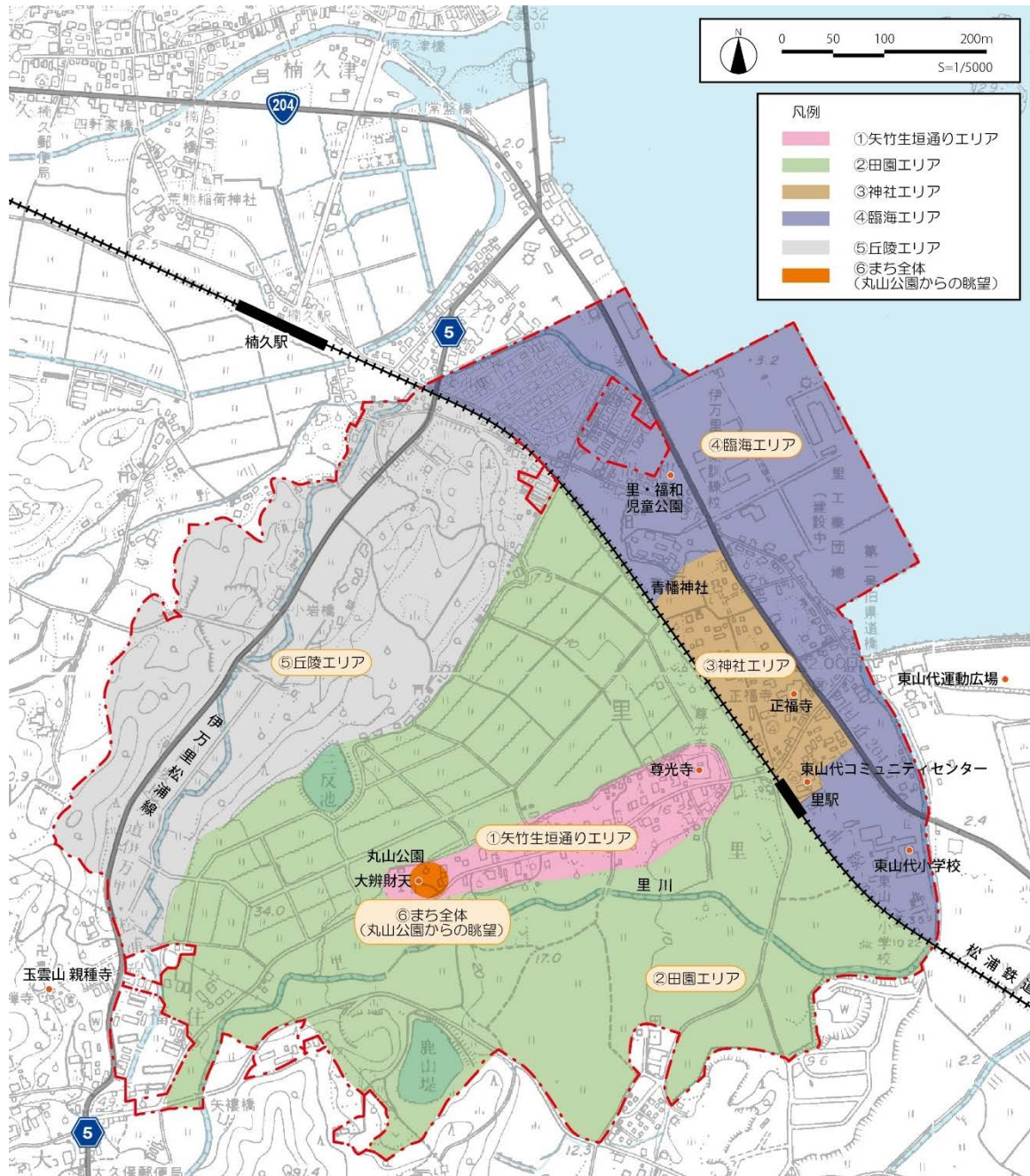


図 : 地区の景観特性の分類

①矢竹生垣通りエリア

矢竹生垣通りは、ゆるやかな上り坂とその両側にある丁寧に管理された生垣や庭木、さらには落ち着いた低層住宅等とが一体となった風景が遠望の国見山系に向かって走っていることで、印象的で美しい道路景観を創出し、時間の蓄積や受け継がれた現代の営み等を感じさせる里地区を代表する景観となっています。



矢竹生垣通り

②田園エリア

田園エリアは、国見山系を背景とした、里地区の特徴であるなだらかな丘陵地や扇状地固有の段丘上の田園で構成されており、みどり豊かな自然景観・農業景観を体感することができます。



田園と里地区の自然

③神社エリア

青幡神社のある神社エリアは、点在した低層住宅や田園地帯で構成されています。里駅から青幡神社に至るまで直線的な参道が伸びており、その先に鳥居や鎮守の杜を視認できる景観となっています（この参道は明治期の地図では認められません）。

また、神社境内における大楠を代表としたみどり豊かな鎮守の杜と青幡神社が織りなす景観は、雄大で神秘的な里地区の長い歴史の蓄積を体感することができます。



青幡神社の参道



青幡神社と大楠

④臨海エリア

臨海エリアは、2階建てを基本とした低層住宅や工業団地、新興住宅地等で構成されており、落ち着いた住宅地景観・工業団地景観を有しています。



臨海部の低層住宅

⑤丘陵エリア

丘陵エリアは、国見山系や七郎峯と呼ばれる丘陵地等を背景とした、扇状地固有の段丘上の田園で構成されており、みどり豊かな自然景観・農業景観を体感することができます。



伊万里松浦線から東側（七郎峯）を望む



伊万里松浦線から南側（国見山系等）を望む

⑥まち全体（丸山公園からの眺望）

矢竹生垣通りの西部に位置する丸山公園は、通りのなだらかな丘陵地から約 10m 程度の小高い丘になっており、丘頂部を視点場として、地区の北東方向に伊万里湾や里地区のまちなみ、対岸の大平山等を望むことができます。

この眺望景観は、主に低層の住宅や施設、自然等の要素で構成されており、伊万里湾への眺望性に優れています。また、里地区の特徴を示す丘陵地や田園地帯、矢竹生垣通りや沿道の低層住宅、青幡神社、臨海部の住宅等を視認でき、地区の自然や歴史を一目で体感することのできる景観となっています。



丸山公園頂部から伊万里湾を望む景観

⑦浮立

伝統芸能である浮立は、煌びやかな服装で囃し立てながら歌い踊り、練り歩く演者や神輿等と、里地区の特徴である矢竹生垣通りや青幡神社等の歴史的な空間が相まって、里地区固有の歴史や文化、伝統を感じる景観となっています。



矢竹生垣通りと浮立



青幡神社と浮立

3-2. 大川内山地区

3-2-1. 大川内山地区の概要

(1) 位置

大川内山は、中心市街地から南東方向約4.5kmの位置にあり、南の青螺山（標高613.8m）と西の牧ノ山（標高552.6m）に囲まれ、ふところに包まれたような谷間の集落です。

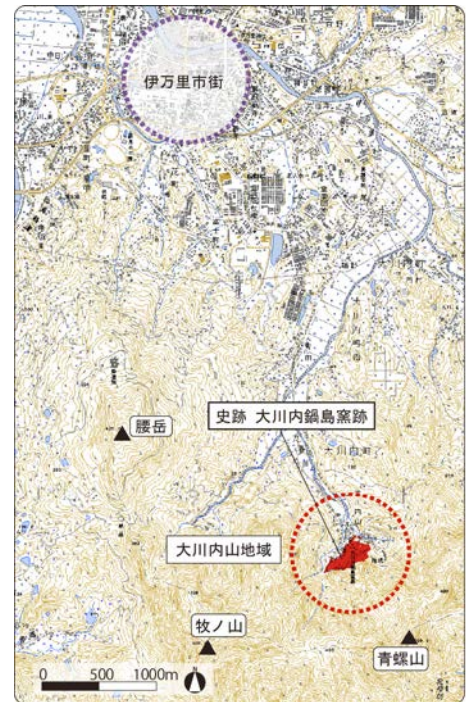


図 : 大川内山地区位置図



図 : 大川内山地区周辺図

(2) 地形・地質

大川内山は、その周囲を急峻な山に囲まれ、袋状の地形となっています。大川内山への入口は一方向だけであり、江戸時代に焼き物の技術漏えいを防ぐための管理が容易にできる独特な地形です。

南側に見える青螺山は標高 613.8m。畑津砂岩層の上に西ヶ岳玄武岩が堆積し、さらに有田流紋岩類が堆積し、その上を伊万里安山岩類が覆っています。この安山岩類の溶岩は粘性が高く流れにくかったため、噴出の状態のまま固まり、比較的尖った山頂を形成しています。シヲ岩、屏風岩、トンゴ岩は安山岩類でありながら、玄武岩のような見事な柱状節理が見られます。

また、伊万里安山岩類の基底部の境に砂礫層が見られます。この砂礫層は大雨時に山崩れなどの災害を引き起こす可能性があり、昭和 42 年 7 月の豪雨では大川内山でも大きな被害を受けたことから、この災害を機に製陶工場が大川内山から平尾窯業団地などへと移転しています。

集落内には権現川と伊万里川の 2 本の川が流れており、集落の北側で合流し北方向へと流れています。

地域西部に位置する藩窯公園には、絵皿に描かれている花や草木が植えられ、中・遠景で眺められる岩壁と山々の木々が、四季を通じて観光客を楽しませています。

(3) 歴史・文化環境

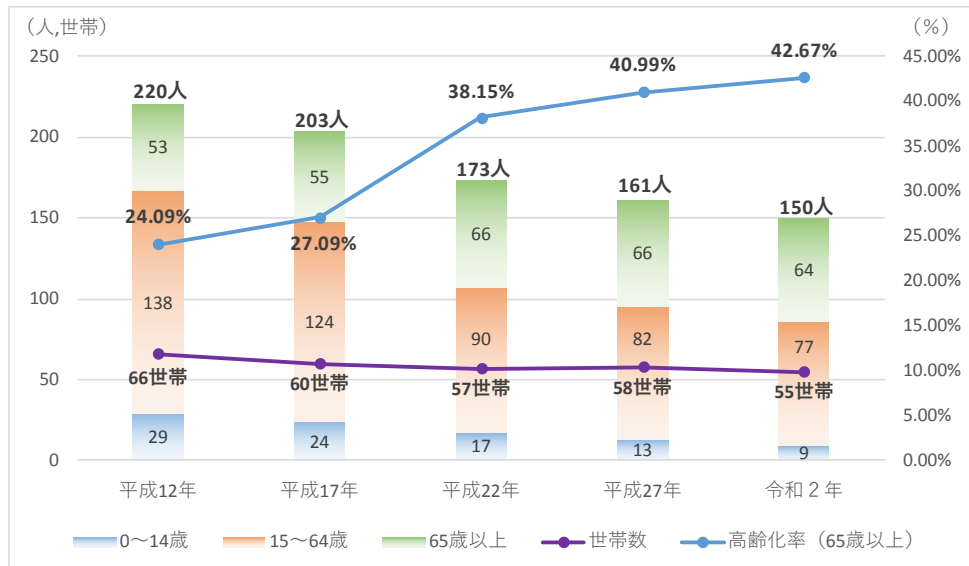
大川内山とその周辺では、水害等で消滅したと思われる窯跡もあるものの、現在 13カ所の窯跡が確認されています。古い時期の窯跡では桃山時代の古唐津などが出土しており、新しい時期の窯跡としては明治時代のものが確認されています。

史跡指定範囲に所在する窯跡としては鍋島窯跡、日峯社下窯跡、精巧社窯跡、二本柳新窯跡があり、発掘調査等が実施されたのは、鍋島窯跡と日峯社下窯跡だけです。

明治 4 年の藩窯の閉鎖以後、陶工達は離散状態となりましたが、藩窯の陶工だった数名が精巧社を設立しました。その後、道路改修などで利便性が向上し、これにより生産が急増したことから再び盛期を迎えました。現在では、受け継がれた鍋島焼の高度な技法はもちろん、新たな技術も取り入れた多くの窯元が所在しています。史跡周辺には、窯跡以外にも岳神社神殿・拝殿（市指定重要文化財）、陶工無縁塔など様々な時代を感じさせる歴史的・文化的資源が点在しています。

(4) 人口・世帯数

近年の大川内山地区は、人口が減少傾向（平成12年～令和2年の推移：220人→150人〔68%に減〕）であることに對し、世帯数は微減傾向（平成12年～令和2年の推移：66世帯→55世帯〔83%に減〕）で高齢化率は増加傾向（平成12年～令和2年の推移：24.09%→42.67%〔177%に増〕）にあるため、少子高齢化が進んでいることが考えられます。



図：大川内山地区の人口・世帯数の推移（数値出典：国勢調査）

(5) 社会環境

①交通

公共交通機関としては、JRと松浦鉄道が乗り入れる伊万里駅が最寄り駅ですが、大川内山地区までは車で10分程度要します。また、民間バスが運行しているものの便数が少ないため、多くの人は自家用車や観光バスを利用し、県道251号線からアクセスしています。

②集落

昭和59年に県道武雄伊万里線と連絡する林道腰岳青螺山線が整備されたことなどから自家用車での来訪者が増加しました。大川内町の北端域が伊万里の旧市街地に隣接していることもあって、その周辺は宅地造成によって新興住宅地となっています。

大川内山では、現在も30軒の窯元が軒を連ねていますが、近年は空き家の発生も見られ、今後、高齢化や後継者不足により、空き家の増加に拍車がかかることが懸念されています。

(6) まちづくり等に関する経緯

大川内山地域については、第6次伊万里市総合計画において、都市空間の形成に向けた取り組み方針として「地域の歴史や文化、風土に根ざした景観や建物の保全に努める」とされています。

また、環境整備、公共施設の整備として、史跡指定地と河川を隔てて隣接する鍋島藩窯公園や伊万里・有田焼伝統産業会館など多くの施設整備が行われています。

大川内山には、将軍家への献上を主目的とした鍋島焼を製作した藩窯に関する数多くの遺構が残っています。これらの遺構は、鍋島焼の研究をはじめ、日本の近世陶磁史・窯業史・美術史を研究する上で学術的価値が非常に高いことから平成15年9月に国の史跡に指定され、後世に継承していくこととなりました。

この貴重な史跡を適切に保存し次世代へと確実に伝えるため、平成18年度に「史跡大川内鍋島窯跡 保存管理計画」を策定。保存管理の基本方針や取り扱い基準を取りまとめるとともに、史跡と周辺環境との関係についても検討を行い、整備活用や運営・体制整備まで展開しました。

平成25年度には「大川内山活用計画」を策定し、大川内山をかたちづくる「歴史遺産」・「景観」・「まちなみ」という資源を計画的に管理・誘導し、良好な形で将来に残すため、これらの資源の現状と課題を明らかにし、資源を活用した地域住民主体の「まちづくり」を検討しました。

3-2-2. 大川内山地区の景観特性

(1) 地区全体

急峻な山に囲まれた袋状の地形は、藩窯の時代に技術の漏えいを防ぐための管理が容易であったことを想起させる「秘窯の里」ならではの景観を創出しています。

県道251号線が大川内山方向に進むと、遠景に広がる青螺山、シラ岩、屏風岩、トンゴ岩等が捉えられ、徐々に大川内山の全体像が見え始めます。観光の起点となる伊万里有田焼伝統産業会館隣接駐車場に降り立った際に眼前に迫る切り立った岩壁は、背後にそびえる山々と一体となり、山水画を思わせる趣ある景観を形成しています。

廃藩置県とともに藩窯としての歴史が終わり、民窯として復興して以降、山水画を思わせる風景は、レンガ煙突の立ち並ぶまちなみと相まって、秘窯としての大川内山を象徴する景観となっています。

現在のまちなみは一部を除いて江戸時代の建物ではありませんが、当時の集落の流れを汲むものであり、史跡地と周辺のまちなみ、背後の山々との一体的な現在の風景は、江戸時代に製作された絵図皿に描かれた風景を彷彿させる大川内山らしさを代表するものです。

また、農地や山林などの豊かな緑に囲まれ、集落に流れる2本の川とともに潤いのある景観を創出しています。



大川内山の全景



周囲に広がる農地

(2) まちなみ

古地図に描かれている道（里道）や水路が現在も多く残っており、昔からのまちなみが保たれていることが分かります。

低層家屋が建ち並ぶまちなみは、史跡や背後の岩壁、連なる山の緑と相まって、大川内山固有の景観を形成しています。

高台から見るまちなみは屋根が連なり、落ち着いた色彩の建物の合間から見える煙突などに焼物の里としての特徴を感じることができます。



高台から見るまちなみ

(3) 通り

通り沿いには30軒の窯元が軒を連ね、ガラス張りの店舗やショーウィンドウを焼き物や季節の花等で飾り、来訪者を楽しませる演出を施しています。

通りからは地域のシンボルでもある窯元の煙突を見ることができ、窯業の町ならではの風情を感じることができます。

トンゴ岩や青螺山を正面に見ながら進む上り坂は鍋島藩窯坂と名付けられ、古地図に描かれている里道と重なり、歴史を感じさせる通りです。現在は、来訪者が地域を回遊する際に利用するメインストリートになっており、大川内山を代表する写真スポットにもなっています。

メインストリートから脇道に入ると、古地図にも描かれている風情や歴史を感じる里道、石垣や低層の住宅が並ぶ暮らしが感じられる通り、史跡地へと誘う通りなど、大川内山ならではの様々な景観が展開されます。



岩壁とレンガ煙突が見える通り
(鍋島藩窯坂)



暮らしと歴史・文化が溶け合う通り
(史跡地へ続く通り)

(4) 集落

集落内では登り窯や日常的に使用されている焼物の道具を見ることができ、焼き物の里としての雰囲気を感じることができます。登り窯は鍋島献上の儀の神事である火入れ式を行う場でもあり、火入れから丸2日間昼夜を通して登り窯を焚き続ける様子は、周辺の幽玄な風景と相まって、藩窯であった歴史・文化や伝統を感じさせる景観です。

集落内には、氏神様として親しまれている岳神社、石祠、陶工無縁塔、江戸時代の絵図皿にも描かれたイチョウの木やケヤキの木など、地域で大切に受け継がれている資源が点在しており、地区の長い歴史とともに日常の風景を垣間見ることができます。

また、地区内には、御用窯や御細工場跡、藩役宅跡など藩窯当時の繁栄を伝える数多くの遺構が広範囲に残っており、メインストリートから路地



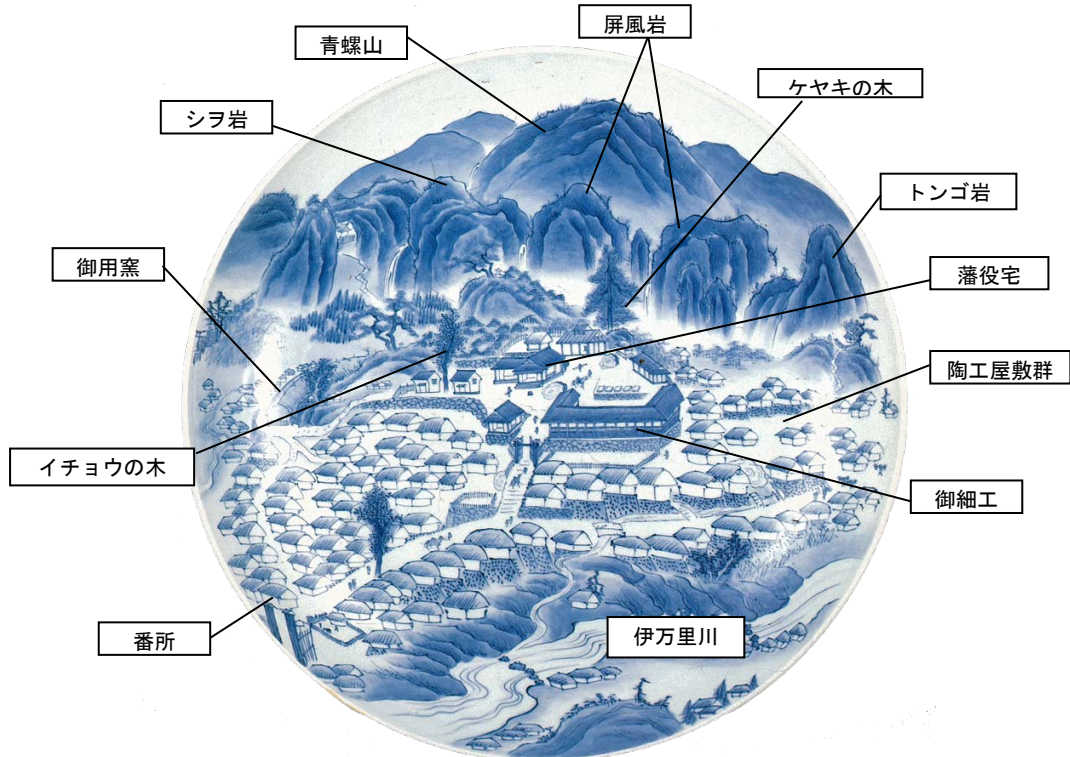
登り窯



岳神社

に入ると、これらの国指定史跡にも触れることができます。高台に位置する日峯社からは史跡地周辺に隣接して広がるまちなみや、遠くには伊万里湾を眺望することができます、生業と歴史、自然が一体となった大川内山らしい景観が形成されていることが分かります。

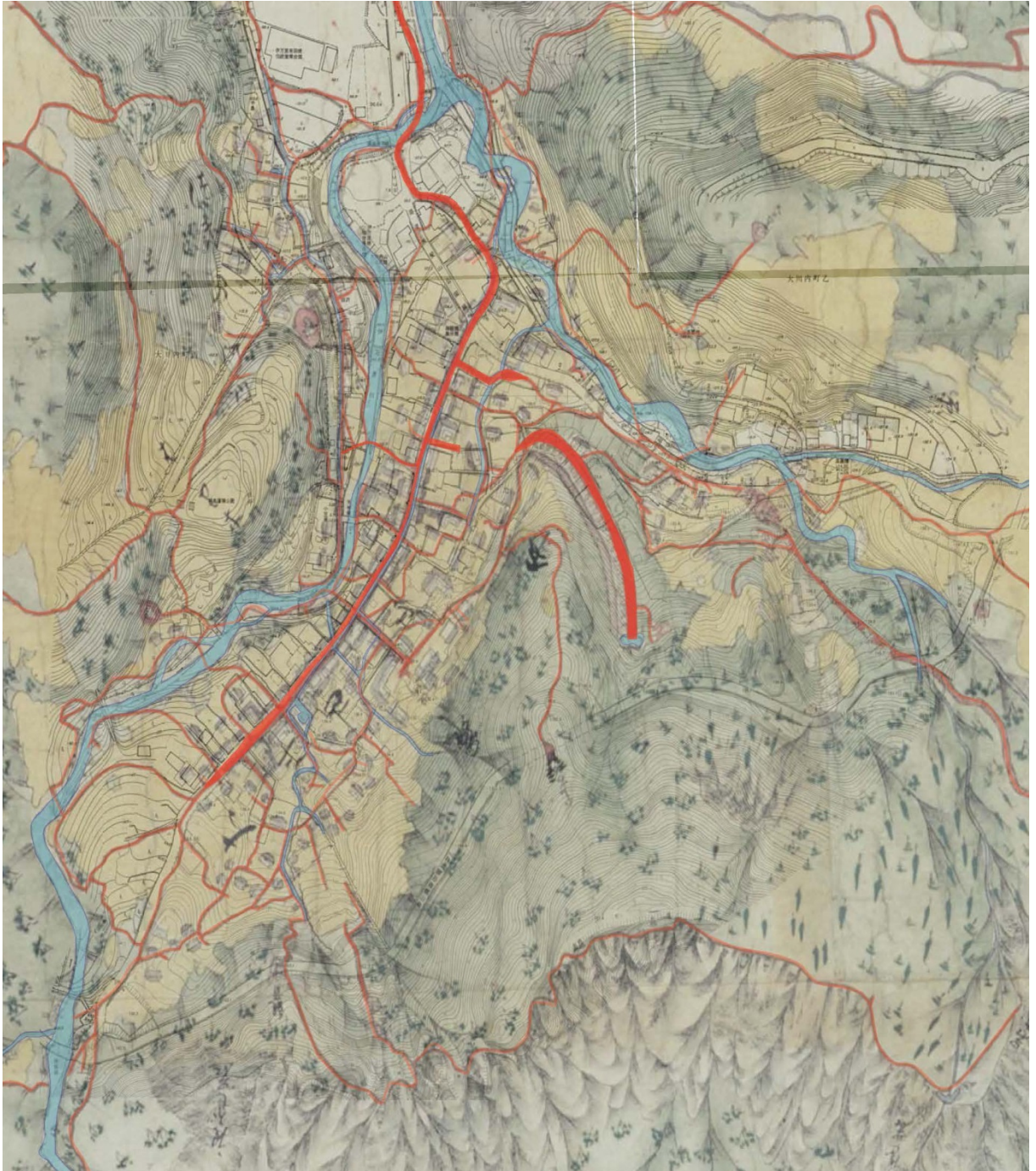
絵図皿に描かれた風景と現在の風景（H25 年度大川内山活用計画より抜粋）



染付鍋島藩窯絵図大皿（1830 年代～1870 年代/佐賀県立博物館所蔵）



大川内山地域の景観



古地図と現況図との合成

(H25 年度大川内山活用計画より抜粋)

(古地図/松浦郡伊万里郷図/江戸時代後期/鍋島報効会所蔵/寄託先佐賀県立図書館)

第4章 景観形成および景観まちづくりに向けた課題

4-1. 里地区の景観形成に向けた課題

①矢竹生垣通りエリア

近年、少子高齢化や空き家による住宅や生垣の継承者が減少傾向にあり、将来的にはその傾向が顕著になる可能性が高くなっています。400年以上前から連綿と受け継がれてきた地区の代表的な景観を次代へ継承するために、今後地区外からの移入者や新規宅地化、住宅の更新時期等に向けて、住宅の高さや色彩（壁面や屋根等）、地区全体で取組む生垣の維持管理等のルールづくりが必要です。

②神社エリア

神社境内を形成する鎮守の杜を保全し、特に地区を代表する歴史を伝えるものとして、大楠の積極的な保全（日常的な管理を含む）が必要です。

③臨海エリア

臨海エリアは、丸山公園頂部から伊万里湾を視認することのできる低層で落ち着いた色彩の住宅や施設を今後とも維持することが重要です。今後、高層マンションや工場等の建設による伊万里湾やまちなみの眺望や景観を阻害しないために、新設する住宅や施設等の高さや色彩をコントロールすることが必要です。

④浮立

浮立は、近年少子高齢化や人口減少に伴う担い手不足が深刻になりつつあります。浮立の景観は、景観を構成する演者による服装や動き、神輿を担ぐ姿等が重要な景観の構成要素であるため、地区外の多くの人の参加を積極的にうながすきっかけづくりとして、浮立の歴史や魅力等を共有する場や仕組みづくりが必要です。

⑤まち全体

今まで地区内における生垣や住宅等の管理、浮立は、主に個々の所有者、個人により受け継がれてきました。また、時代の流れとともに、住民が地区の歴史や文化、固有性等の価値に気づきにくい現状にあります。400年以上受け継がれた里地区の歴史や魅力等を次代へ継承するために、住民が地区に誇りを感じ、自分たちの地区のことを学び・共有する場や仕組みづくりが必要です。

また、将来建設予定の西九州自動車道は、地区全体や浮立等の眺望に影響を与える可能性が高いため、今後景観計画における景観重要建造物の指定や、高架化の範囲延伸、法面の修景等の景観に配慮した取組みや検討が必要です。



図 : まち全体の課題イメージ

4-2. 大川内山地区の景観形成および景観まちづくりに向けた課題

(1) 住宅、店舗

地区内に立地する住宅・店舗共に突出した高さや派手な色彩の建物はほとんどなく、現時点で大きな課題はないと思われます。

しかし、老朽化した建物が見られることから、今後リフォームや建て替えを行う際のために一定のルールを整理しておく必要があります。

また、店舗においては、誘客促進・来訪者の満足度向上・購買意欲向上等の視点から、ショーウィンドウ等のディスプレイや店舗の設え等に一定のルールを設けることも必要です。

(2) 工作物

観光の中心となる通りやエリアには電柱・電線等はなく、大川内山のまちなみと背後の岩壁・山並みが一体となった美しい景観が創出されています。

しかし、集落と史跡地が接する個所では電柱などの工作物が見られるため、史跡地としての歴史ある景観を保全していくためには、今後、これらの適切な誘導が必要です。

また、まちなかには派手な色彩の自動販売機が見られることから、今後の景観形成においては、建物や周辺環境との調和などに配慮する必要があります。



史跡地が接する個所の電柱

(3) まちなみ

突出したデザインの住宅や店舗はなく、大川内山地区にふさわしい落ち着いた雰囲気のみちなみが保たれています。

しかし、近年では空き家が発生し、空き家の老朽化や建物の歯抜けによる景観の悪化、地域の活力低下という不安が生じています。また、空き家を利用して他地域の焼物商社が進出する恐れがあり、鍋島のブランド力の低下が懸念されていることから、今後の景観形成や地域活性化において、地域での空き家活用の方策を検討し外部による開発等を防ぐ必要があります。

平成30年には、伊万里の関所近くに民間事業者による太陽光発電設備の設置計画が持ち上がり、その後取り下げられたものの、今後も同様の事例が起こる可能性があります。地域からも大川内山の景観に影響を及ぼす行為を危惧する声が上がっていることから、景観条例等により太陽光発電等の一定の開発行為を制限・抑制する必要があります。

店舗に目を向けると、店舗に設置されている看板等に派手なものは見受けられませんが、まちなみ形成という視点からは、窯元全体で統一感のある看板・のぼり・暖簾などの使用、来訪者の動線や周辺環境との調和に配慮した看板等の設置を検討する必要があります。

(4) 公共施設

地区に流れる河川は、絵図皿にも描かれるなど、窯業と密接にかかわってきた河川ですが、昭和42年の水害後、コンクリートを用いた親水護岸や遊歩道整備が行われました。整備はされたものの利用者は少なく、周囲の自然や集落の雰囲気とは馴染みにくいデザインになっています。



護岸整備された河川

また、昭和59年に完成した鍋島藩窯公園は、公園内から史跡地内の遺構の位置を確認でき、特に絵図皿の絵と実景が同じ角度、同じ構図で見ることが

できる、観光の目玉となる場所がありますが、窯元が立ち並ぶ街路からやや離れ、傾斜の厳しい場所にあるため、利用者は少なく老朽化も進んでいます。

公共施設の改修や整備には時間を要しますが、まずは本地区における将来的な公共空間のあり方を全体的に整理しなおし、地区の景観形成に配慮した整備の検討と実現に取り組む必要があります。

(5) 生業、観光

新型コロナウイルス感染症拡大以前から、アジア外交問題等によりアジア圏（中国や韓国等）の観光客が減少し始め、コロナ以降は国内外の観光客が減少の一途をたどり、各窯元の経営状況は著しく悪化し、現在は経営の回復が最大の課題になっています。

長い歴史を持つ焼き物の産地でありながら、観光客がまちを歩いても藩窯であった歴史や魅力を知る仕掛けが整っていないことなどから、鍋島焼の価値が十分に伝わらず観光客の購買意欲に結び付いていないことも懸念されています。

経営の悪化は地域文化の継承や発展にも影響を及ぼしています。例えば、地区の神事である鍋島焼の献上式は現在も行われてはいますが、以前のように観光的な目玉にはなっておらず商機にも結び付かないため、地域でも地区の行事どころではないという雰囲気になるなど、現在の経営状況が地域の伝統行事にも暗い影を落としています。

今後は、経営状態の回復という視点からも、来訪者のニーズを踏まえながら、地域資源を最大限に活用し来訪者を満足させ購買につなげる仕組みを構築していく必要があります。

(6) 人材

窯元には後継ぎとなる若手の職人はいるものの、地区内に居住する人は少ないのが現状です。その理由としては、生活の利便性や子どもの教育環境等様々であり、地域の行事の担い手確保や地域の活力向上等の面で課題を抱えています。

しかし、そのような若者たちも将来的には地区に戻ることを見据え、現在もIターン者などからの協力を受けながら地域活性化に意欲的に取り組んでいます。

今後も、多世代や多様な人々との連携のもと大川内山ならではのまちづくりに取り組んでいく必要があります。

第5章 良好な景観の形成に関する方針

5-1. 里地区の景観形成方針

① 矢竹生垣通り、青幡神社参道、旧道

浮立のルートである矢竹生垣通りや青幡神社参道、旧道は、低層住宅を主体とした、潤いや落ち着きのある景観形成を図ります。

これらの中でも、特に歴史や文化が色濃く残り、生垣が残存している矢竹生垣通りや青幡神社参道は、通り沿いの緑化や生垣の積極的な保全・維持管理を図り、通りの景観の維持・向上を推進します。

矢竹生垣通りの特徴である、通りの両側にある丁寧に管理された生垣、季節を彩る庭木、さらに通りからセットバックされた低層住宅で構成された歴史的な道路景観を守り、継承していきます。

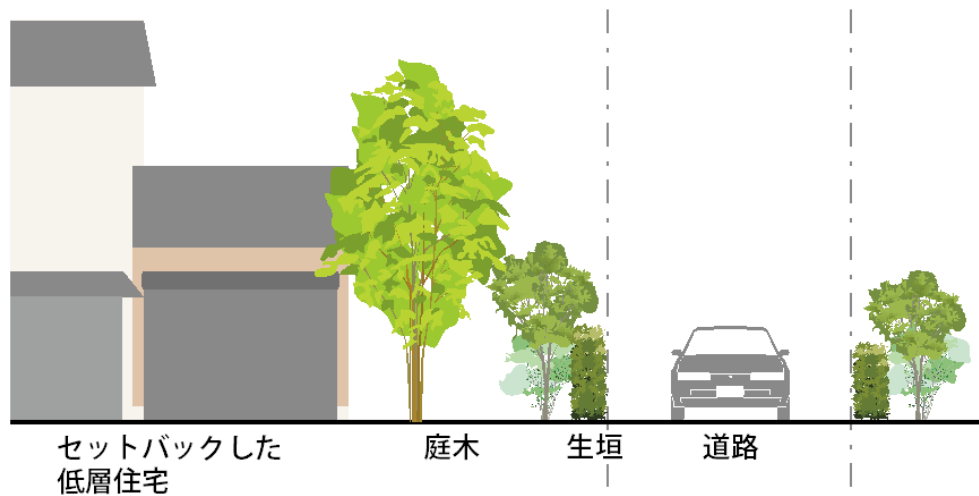


図 : 矢竹生垣通りの空間構成

② 田園・臨海エリア

親種寺や大辨財天^{だいべんざいてん}から伊万里湾までの地域の良好な眺望景観を守り、伊万里湾や田園などの自然や文化と一体となった景観形成を図ります。特に今後耕作放棄地や後継者不足等が懸念される田園エリアについても、官民連携等により良好な田園景観を継承していきます。

5-2. 大川内山地区の景観形成方針（案）

藩窯公園や史跡地等の眺望点からの眺めを確保し、眼下に広がる家並みや周辺の自然環境と一体となった景観形成を図ります。

古地図にも描かれている里道と重なる通り、通りに建ち並ぶ低層建物、背後に広がる史跡地や岩壁、集落の合間から見える窯元の煙突など、大川内山の歴史・文化を物語る景観を守り継承していきます。

鍋島焼の里としての趣が感じられる、訪れたくなるまちなみの形成を図ります。また、行政が支援しながら、地域との協働による景観まちづくりの取組みを育みます。

第6章 良好な景観形成のための行為の制限

6-1. 里地区

6-1-1. 景観計画の区域

景観計画の区域は、里地区全体としてのまとまりのある景観形成を図るために、里地区の行政区境を基本とし、西側は伊万里松浦線を区域境界とします（下図の青色二点鎖線の範囲）。

なお、当該区域は、矢竹生垣通りだけでなく、「親種寺や大辨財天^{だいべんざいてん}等からの伊万里湾への眺望」や「田園エリア」等の里地区の特徴ある景観に配慮したものであり、かつ将来を見据えた臨海エリアの工場立地や田園エリアの圃場整備端部から進行する宅地開発等を考慮した範囲です。

また、景観計画区域を景観特性に応じて3つのゾーンに分類し、各ゾーンに応じた景観形成を推進します。



図：景観計画の区域およびゾーン区分

表：ゾーン区分

ゾーン	対象範囲
①景観まちすじⅠ	・矢竹生垣通り、青幡神社参道
②景観まちすじⅡ	・旧道
③田園・臨海ゾーン	・景観まちすじを除いた区域

6-1-2. 届出対象行為

届出対象行為は、景観計画区域のゾーン毎に設定し、以下の行為および規模に該当するものとします。

なお、本地区は「周知の埋蔵文化財包蔵地」を含むことから、埋蔵文化財包蔵地の範囲内での行為については、景観法に基づく届出対象行為の届出に加え、埋蔵文化財包蔵地の範囲内で工事に伴う掘削作業を行う場合には、工事に着手しようとする日の60日前までに届出が必要です。

① 景観まちすじⅠ（矢竹生垣通り、青幡神社参道）

② 景観まちすじⅡ（旧道）

対象行為		対象規模
建築物の建築等	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模にかかわらずすべての行為
工作物の建設等	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模にかかわらずすべての行為
開発行為		開発区域の面積が500㎡以上のもの
木竹の植栽又は伐採		矢竹の伐採（矢竹生垣通りのみ）

③ 田園・臨海ゾーン

対象行為	対象規模
建築物の建築等	高さが10m以上もしくは建築面積150㎡以上のもの
工作物の建設等	規模にかかわらずすべての行為
開発行為	開発区域の面積が500㎡以上のもの

【地区内住民の理解】

景観まちすじⅠⅡにおいて、下表に該当する一定規模以上の建築行為等を行う場合、周辺地域の景観との調和について「地区内住民の理解」を得る必要があります。

※届出を行う日の30日前までに、「地区内住民協議相談書」と関係書類を市に提出し、事前相談を行う必要があります。

対象行為	対象規模
建築物の建築等	高さが10m以上もしくは敷地面積が1,000㎡以上のもの
工作物の建設等	高さが10m以上もしくは敷地面積が1,000㎡以上のもの
開発行為	開発区域の面積が500㎡以上のもの
木竹の植栽又は伐採	矢竹の伐採（矢竹生垣通りのみ）

※ただし、「個人の専用住宅」・「非住居部分の床面積が50㎡以下の個人の兼用住宅」の建築、外観の変更で過半未満のもの、高さが20m未満の電柱・電線等の設置を除きます。

6-1-3. 景観形成基準

本地区は「周知の埋蔵文化財包蔵地」を含むことから、景観法に基づく景観形成だけではなく、文化財保護法に基づく文化財保護等との連携も踏まえた基準とします。

① 景観まちすじⅠ（矢竹生垣通り、青幡神社参道）

② 景観まちすじⅡ（旧道）

【基本的な考え方】

地域が今まで守ってきた生垣通りを中心とした歴史ある景観を次世代へ引き継いでいくため、生垣や新築の建築物、工作物等に対する高さや色彩等の基準を定めま
す。景観まちすじの中でも、特に歴史や文化が色濃く残り、生垣が残存している
「Ⅰ：矢竹生垣通りや青幡神社参道」は、生垣に関する基準を定めます。

【景観形成基準】

行為の種別・事項		景観形成基準	
		Ⅰ：矢竹生垣通り・青幡神社参道	Ⅱ：旧道
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物又は工作物（※）の新築、新設、増築、改築又は移転 ・ 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	・ 建築物の高さは、2階以下とする。	
	形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料は、周囲のまちなみとの素材感の調和を図る。経年劣化による退色や破損しやすいもの、光の反射する外壁材の使用は避ける。 ・ 通り沿いに設置する門や塀は、周囲の景観に調和したものとし、極力高さをおさえる。 ・ 空調屋外機等建築物の付帯設備は、通り等から視認される場所を避ける。やむを得ず設置する場合は、遮へいすることや周囲の景観に調和したものとする。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今まで地域で守られてきた落ち着いた色彩とする。 ① <u>建築物の屋根</u> N系：5.0以下 ② <u>建築物の壁面・工作物</u> R・YR・Y　：彩度6.0以下、明度8.0以下 その他の色相：彩度3.0以下、明度8.0以下 	
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生垣の積極的な保全や植栽（新築時）を行う。 ・ 敷地内の特に通り沿いは、可能な限り緑化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内の特に通り沿いは、可能な限り緑化を行う。

屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・大きさや形態、色彩は、周囲の景観と調和したものとする。 ・屋上には可能な限り設置しない。 ・光源を利用する場合は、過度に点滅する光源や派手な照明は避けるように配慮する。
-------	---

(※)建築物に該当しない門、塀、垣、柵、擁壁、自動販売機などを示す

③田園・臨海ゾーン

【基本的な考え方】

田園・臨海ゾーンは、今後圃場整備端部から徐々に進行する可能性のある新規住宅開発や耕作放棄地の新設工作物、楠久IC（仮称）周辺の新規開発、臨海部の工場立地等に対する建築物の高さや色彩等の基準を定めます。

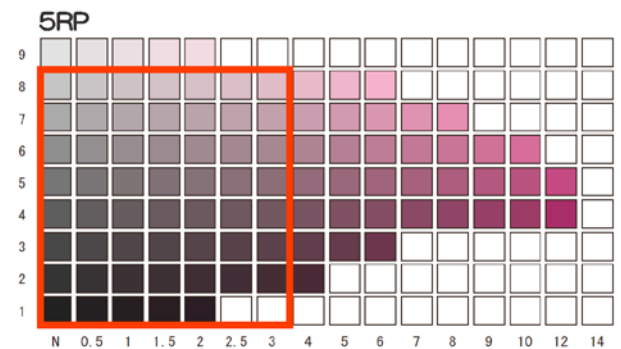
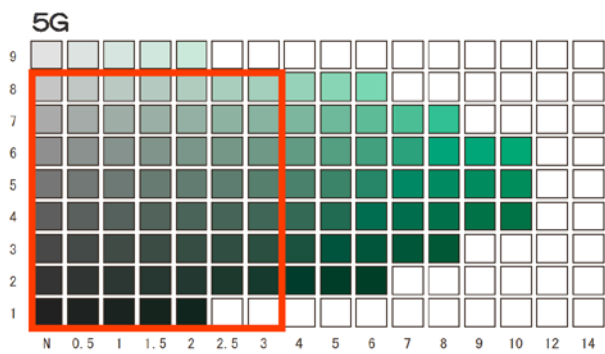
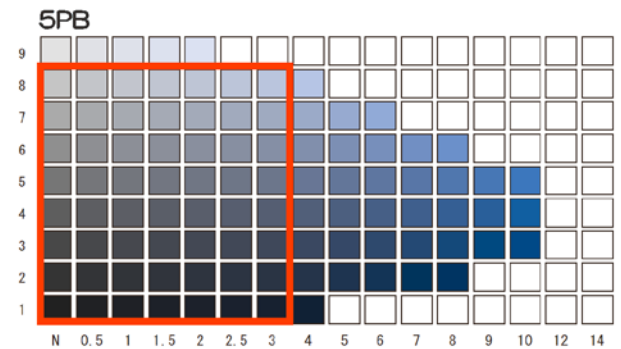
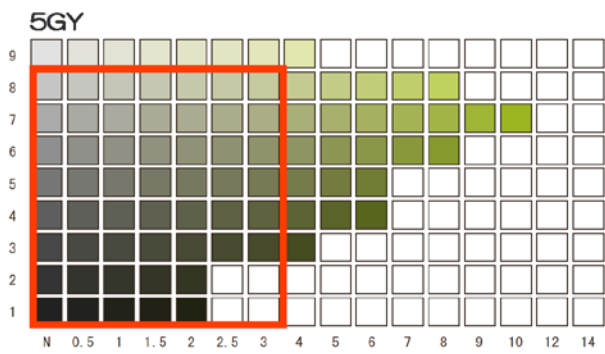
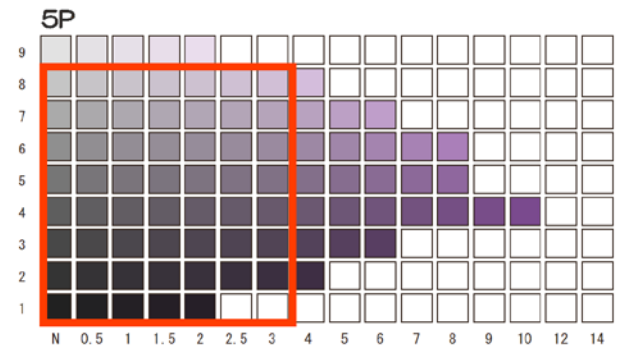
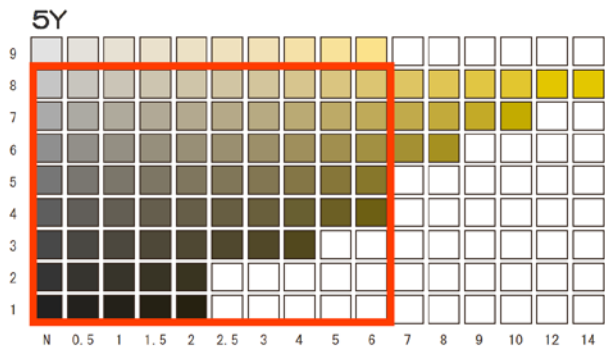
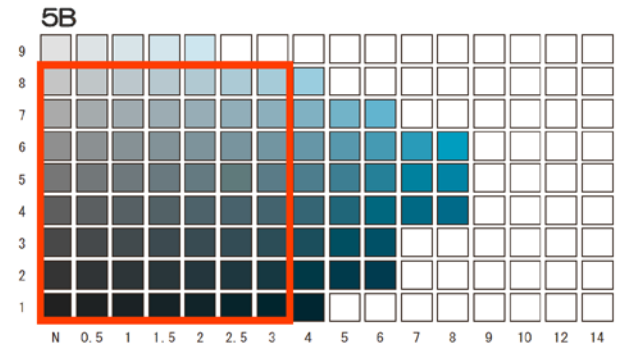
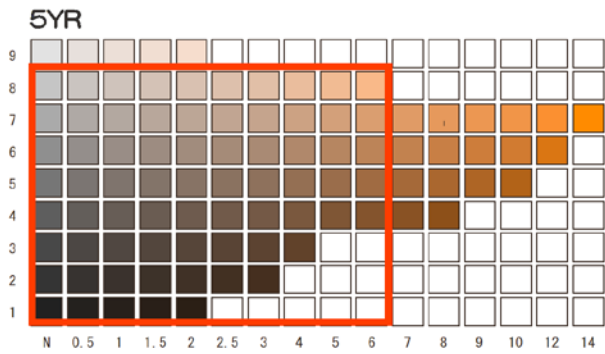
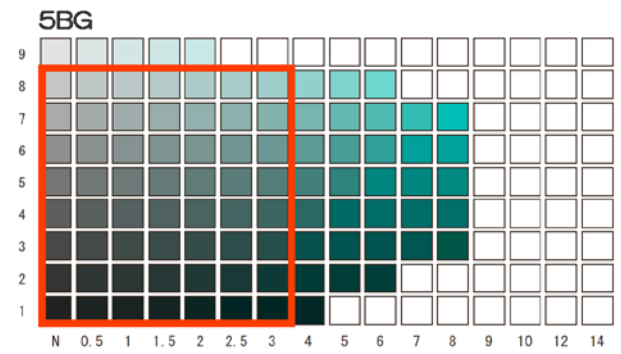
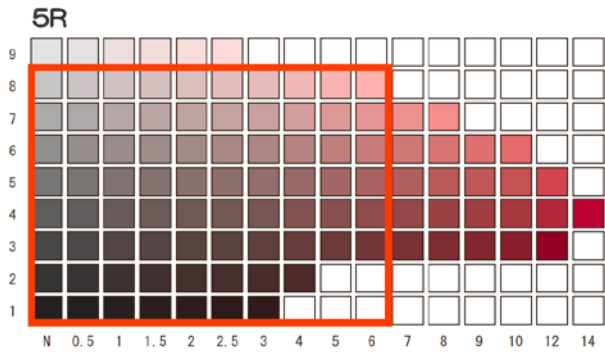
建築物等の行為にあたっては、親種寺や大辨財天だいべんざいてんから伊万里湾までの地域の良好な眺望景観や今まで地域で守られてきた景観等に配慮します。

【景観形成基準】

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物（※）の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ・配置・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の優れた景観である伊万里湾への眺望性を考慮して、建築物を分散して配置するなど配置や形状に配慮し、可能な限り高さを抑える。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の素材は、可能な限り周囲の景観に調和したものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで地域で守られてきた落ち着いた色彩とする。 ① <u>建築物の屋根</u> N系：5.0以下 ② <u>建築物の壁面・工作物</u> R・YR・Y：彩度6.0以下、明度8.0以下 その他の色相：彩度3.0以下、明度8.0以下
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・特に道路側の植栽など道路景観や集落景観に配慮し、可能な限り植栽を行う。
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・大きさや形態、色彩は、周囲の景観と調和したものとする。 ・屋上には可能な限り設置しない。 ・光源を利用する場合は、過度に点滅する光源や派手な照明は避けるように配慮する。

(※)建築物に該当しない門、塀、垣、柵、擁壁、自動販売機などを示す

【壁面・工作物の色彩の範囲】



■参考資料：基準の解説

①景観まちすじⅠⅡ（矢竹生垣通り、青幡神社参道、旧道）

<建築物・工作物>

○高さ

・建築物の高さは、2階以下とする。

周囲の建物との連続性を確保し、背景となる山なみや歴史資源への眺望を阻害しないよう、建物は2階建て以下とします。



山なみを見通すことができる通りの景観

○形態・意匠

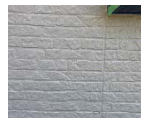
・材料は、周囲のまちなみとの素材感の調和を図る。経年劣化による退色や破損しやすいもの、光の反射する外壁材の使用は避ける。

建築物や工作物に使用する材料は、従来から地域で使用されてきた素材を踏まえるなど、まちなみや景観との調和に配慮します。素材を選ぶ際は、景観に調和しかつ劣化や変質を起こしにくい耐久性に優れたものを使用し、壁面は反射の大きい無塗装金属板、ミラーガラスなどを使用することは控えます。また、コンクリート等の自然素材でないものを使用する際には、仕上げや色彩を工夫して景観と調和するよう心がけます。

【配慮が必要な素材】



コンクリート



サイディング



タイル



ミラーガラス



無塗装金属

【使用を控えた方がいい素材】

・通り沿いに設置する門や塀は、周囲の景観に調和したものとし、極力高さをおさえる。

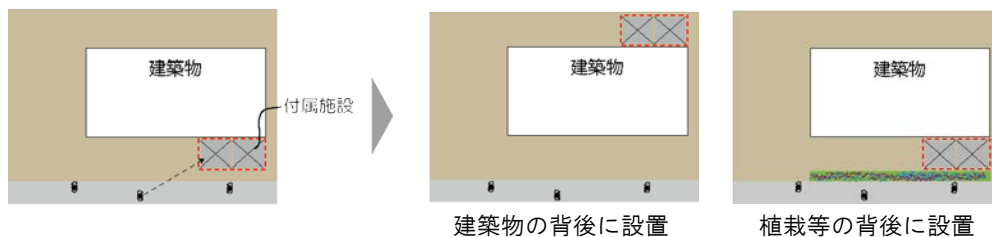
通り沿いに門や塀を設置する場合は、従来から地域で使用されてきた素材やデザインを踏まえ、質感・色彩・デザインが周囲の景観に馴染むよう配慮します。また、門や塀の高さは極力抑え、建物や生垣、敷地内の植栽、周囲の景観と調和するよう配慮します。



石積み、白壁、和瓦等の使用や、矢竹生垣・敷地内の植栽との組み合わせにより周囲の景観との調和が図られている

・空調屋外機等建築物の付帯設備は、通り等から視認される場所を避ける。やむを得ず設置する場合は、遮へいすることや周囲の景観に調和したものとする。

室外機等は道路等の公共空間から目立たないように、建築物の背後等に設置します。やむを得ず、室外機等の小型の設備を道路等の公共空間から見える位置に設置する場合は、植栽等による遮へいや外壁と調和する素材や色彩の囲い等の使用により周囲の景観との調和を図ります。



木調の囲いで見えにくくした室外機【他都市事例】

○色彩

・今まで地域で守られてきた落ち着いた色彩とする。

① 建築物の屋根

N系：5.0以下

② 建築物の壁面・工作物

R・YR・Y：彩度6.0以下、明度8.0以下

その他の色相：彩度3.0以下、明度8.0以下

色彩は40ページで示すマンセル表色系において、上記の基準を守ることとします。

○敷地の緑化

I：矢竹生垣通り・青幡神社参道

・生垣の積極的な保全や植栽（新築時）を行う。

刈込や雑草の除去等、日常的な手入れにより生垣の保全に努めます。また新築の際には矢竹生垣を設置し、周囲の生垣との連続性を確保します。



刈込等の手入れにより整えられた生垣

・敷地内の特に通り沿いは、可能な限り緑化を行う。

敷地の通り沿いに接する範囲は生垣や樹木等による緑化を行い、里地区の歴史・文化が感じられる緑豊かな通り景観の創出に努める。



生垣と樹木による緑豊かな通りの景観

II：旧道

・敷地内の特に通り沿いは、可能な限り緑化を行う。

敷地の通り沿いに接する範囲は生垣や樹木等による緑化を行い、里地区の歴史・文化が感じられる緑豊かな通り景観の創出に努める。

○屋外広告物

・大きさや形態、色彩は、周囲の景観と調和したものとする。

・屋上には可能な限り設置しない。

・光源を利用する場合は、過度に点滅する光源や派手な照明は避けるように配慮する。

看板等の屋外広告物を設置する際は、建物外観や景観と調和するよう小型でシンプルなデザインとし、色彩の明度や彩度は低く抑えます。屋上に設置する屋外広告物は大型になる可能性が高く、周囲の景観との不調和を起すため、極力設置しないこととします。デジタルサイネージや電飾看板等の光源を伴う屋外広告物についても、まちなみとの不調和を起すため使用を控えます。



屋外広告物がなく整った通りの景観

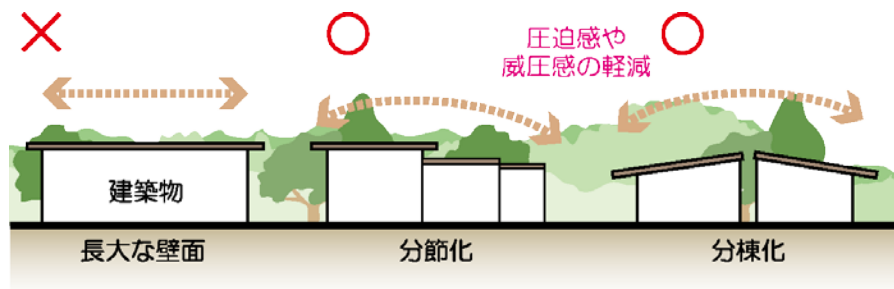
②田園・臨海ゾーン

<建築物・工作物>

○高さ・配置・形態

・地域の優れた景観である伊万里湾への眺望性を考慮して、建築物を分散して配置するなど配置や形状に配慮し、可能な限り高さを抑える。

親種寺や大辨財天から伊万里湾への眺望を確保するために、建物の分節化や分棟化により建築物を分散させ、建物の高さを抑えます。



○意匠

・建築物の素材は、可能な限り周囲の景観に調和したものとする。

外壁や屋根に使用する素材は、従来から地域で使用されてきた素材を踏まえることや、仕上げや色彩を工夫することにより周囲の景観との調和を図ります。

【配慮が必要な素材】



コンクリート



サイディング



タイル

【使用を控えた方がいい素材】



ミラーガラス



無塗装金属

○色彩

・今まで地域で守られてきた落ち着いた色彩とする。

① 建築物の屋根

N系：5.0以下

② 建築物の壁面・工作物

R・YR・Y：彩度6.0以下、明度8.0以下

その他の色相：彩度3.0以下、明度8.0以下

色彩は40ページで示すマンセル表色系において、上記の基準を守ることとします。

○敷地の緑化

・特に道路側の植栽など道路景観や集落景観に配慮し、可能な限り植栽を行う。

快適で潤いある道路景観や集落景観を創出するために、特に道路沿いは樹木や季節の植物などで緑化を行います。

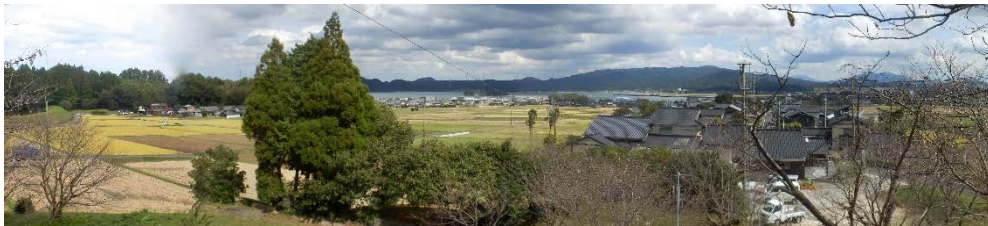
○屋外広告物

・大きさや形態、色彩は、周囲の景観と調和したものとする。

・屋上には可能な限り設置しない。

・光源を利用する場合は、過度に点滅する光源や派手な照明は避けるように配慮する。

看板等の屋外広告物を設置する際は、建物外観や景観と調和するよう小型でシンプルなデザインとし、色彩の明度や彩度は低く抑えます。屋上に設置する屋外広告物は大型になる可能性が高く、周囲の景観との不調和を起こすため、極力設置しないこととします。デジタルサイネージや電飾看板等の光源を伴う屋外広告物についても、まちなみとの不調和を起こすため使用を控えます。



目立つ屋外広告物がなく、伊万里湾や山並みへの眺望が確保されている

6-2. 大川内山地区

6-2-1. 景観計画の区域

これまで受け継がれてきた歴史・文化、自然、生業、暮らしによって形成されてきた本地区固有の景観の保全や、史跡地をはじめとした眺望点からの眺望の確保、および、本地区の景観に影響を及ぼす可能性のある開発行為をコントロールするために、大川内山地区の行政区境を基本として、伊万里・有田焼伝統産業会館等の地域の玄関口となる北側を含む範囲を景観計画の区域として設定します。



図 景観計画の区域

6-2-2. 届出対象行為

【基本的な考え方】

主に新規事業者等の行為をコントロールするために、基本的に「すべての行為」を届出対象とします。

但し、焼き物の製造等に負担を生じさせることが想定される場合は除外規定を設けることとします。

なお、本地区は「国指定史跡 大川内鍋島窯跡」の史跡指定範囲及び「周知の埋蔵文化財包蔵地」を含むことから、史跡指定範囲内の行為については、景観法に基づく届出対象行為の届出に加え、文化財保護法に基づく現状変更の許可が必要になります。また、埋蔵文化財包蔵地の範囲内で工事に伴う掘削作業を行う場合には工事に着手しようとする日の60日前までに届出が必要です。

対象行為		対象規模
建築物 の建築 等	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更	規模にかかわらずすべての行為
工作物 (※) の建設 等	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更	規模にかかわらずすべての行為
開発行為		規模にかかわらずすべての行為
土地の開墾及び形質の変更		規模にかかわらずすべての行為
木竹の植栽又は伐採		植栽、伐採面積が100㎡以上のもの
屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模100㎡以上、又は堆積の高さが2m以上のもの 但し、焼き物の製造に係るものの屋外における堆積は除く
特定照明（夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物又は工作物の外観について行う照明）の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩などの照明方法の変更		規模にかかわらずすべての行為
自動販売機の設置又は外観の変更		規模にかかわらずすべての行為

(※)建築物に該当しない門、塀、垣、柵、擁壁などを示す

【地区内住民の理解】

煙突の改修・修繕等を行う場合、周辺地域の景観との調和について「地区内住民の理解」を得る必要があります。

※届出を行う日の30日前までに、「地区内住民協議相談書」と関係書類を市に提出し、事前相談を行う必要があります。

対象行為	対象規模
煙突の改修・修繕等	規模にかかわらずすべての行為

6-2-3. 景観形成基準

【基本的な考え方】

地域がこれまで守り育んできた歴史・文化を感じさせる景観を後世に引き継いでいくために、地域の暮らしの中で守られてきたルールを明文化し基準として定めます。

また、本地区は「国指定史跡 大川内鍋島窯跡」の史跡指定範囲を含むことから、景観法に基づく景観形成だけではなく、文化財保護法に基づく文化財保護等との連携も踏まえた基準とします。

■建築物

項目		基準
高さ		<ul style="list-style-type: none">・背景となる山なみや史跡地、周囲の生活景観、生業景観、歴史・文化的な景観との調和や眺望に配慮する。・周囲の建築物との連続性に配慮した高さとし、周辺から高さが突出しないよう2階以下とする。
形態 意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none">・まちなみや周辺環境との調和に配慮する。・周囲に圧迫感を与えないよう努める。・従来から地域で使用されてきた質感や色彩を踏まえた素材とする。
	屋根等	<ul style="list-style-type: none">・切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根とする。・素材は瓦葺を基本とする。

<p>色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境や集落景観と調和が図れるよう、低彩度の色彩とする。 ・外壁は白、ベージュ系統を基調とする。 ・外壁の色彩はマンセル表色系において下表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="480 376 1217 510"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR・Y</td> <td>4以上8以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>9以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R・GY・G・BG・B・PB・P・RP</td> <td colspan="2">使用しない</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根は黒・灰色を基調とする。 ・屋根の色彩はマンセル表色系において下表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="480 651 1217 786"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>4以上5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP</td> <td colspan="2">使用しない</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセントカラーは外壁各面の面積の5%未満とする。 ・アクセントカラーの色彩はマンセル表色系において下表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="480 976 1217 1111"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y</td> <td rowspan="3">8以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	YR・Y	4以上8以下	4以下	N	9以上	—	R・GY・G・BG・B・PB・P・RP	使用しない		色相	明度	彩度	N	4以上5以下	—	R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP	使用しない		色相	明度	彩度	R・YR・Y	8以下	4以下	N	—	GY・G・BG・B・PB・P・RP	2以下
色相	明度	彩度																														
YR・Y	4以上8以下	4以下																														
N	9以上	—																														
R・GY・G・BG・B・PB・P・RP	使用しない																															
色相	明度	彩度																														
N	4以上5以下	—																														
R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP	使用しない																															
色相	明度	彩度																														
R・YR・Y	8以下	4以下																														
N		—																														
GY・G・BG・B・PB・P・RP		2以下																														
<p>付帯設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機や配管設備等は、道路等の公共空間から見えにくくするよう努める。 ・室外機が道路等の公共空間から見える場合は、建築物外観と調和した囲い等により見えにくくするよう努める。 ・配管やダクト等は、壁面に露出しないように配慮する。外部に露出する場合は、壁面と同一の色彩とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。 ・太陽光発電施設を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、代表的な視点場^(※1)から見えない配置とするか、目隠し等により目立たないよう工夫する。 																															
<p>外構・緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀、垣、柵を設ける場合は、自然素材のもの、または、自然素材に近いものを使用するなど、まちなみや周辺環境との調和に配慮する。 ・建築物の周囲に小スペースが生じる場合は、樹木や草花による潤いある空間の創出に努める。 																															

その他	駐車場	・ 駐車場は通りからの見え方や周辺環境との調和に配慮する。
	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通りの景観に配慮した落ち着いた色彩とする。 ・ 規模・数量は必要最小限とし、複数表示または設置する場合は集合化に努める。 ・ 屋上及び屋根面には設置しない。 ・ 掲出物に商品等の写真は使用しない。 ・ デジタルサイネージ^(※1)は設置しない。 ・ 電飾看板は使用しない。

(※1) ①藩窯公園のお経石窯跡を視点場とし、史跡地方向への眺望

②史跡地内のイチヨウの木周辺を視点場とし、集落方向への眺望

③伊万里鍋島焼会館駐車場入口を視点場とし、大川内山地区方向への眺望

(※2) デジタルサイネージ：可変表示式屋外広告物（常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に情報を発信するディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が可変する屋外広告物（ガラス面の内側に貼り付けられる広告物若しくはそれに類する広告物を含む。））。

■ 工作物

項目	基準
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機は、色彩や設置位置について、まちなみや周辺環境との調和に配慮する。 ・ 夜間の光量を抑えるなど、夜間景観に配慮する。
煙突	・ 煙突は伝統的な様式とし、煙突を改修・修繕等する場合は伊万里鍋島焼協同組合と協議する。

■ 開発行為

項目	基準
開発行為	・ 擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。
土地の開墾及びその他の土地の形質の変更	・ 新たな土地の形質の変更は行わない。但し、やむを得ず変更し擁壁やのり面が生じる場合は周辺の自然環境や歴史・文化的な景観との調和に配慮する。
	・ 空地が生じた場合は、周囲の景観を著しく損なわないよう維持管理を行う。
	・ 路外駐車場については、敷地内の緑化や舗装等による修景に努める。
木竹の植栽、伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区の景観を支える木竹の維持管理に務め、また、新たに植栽する場合は、周囲の景観に調和する樹種及び配置とする。 ・ 大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限にとどめるよう努める。ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りではない。

屋外における 物件の堆積	・ 堆積物が公共空間から見えないように外周への植栽・植樹等による修景や遮へいなどの工夫をする。
特定照明	・ 地域の夜間景観を損なう恐れのある、過度の明るさや色彩の照明は避ける。

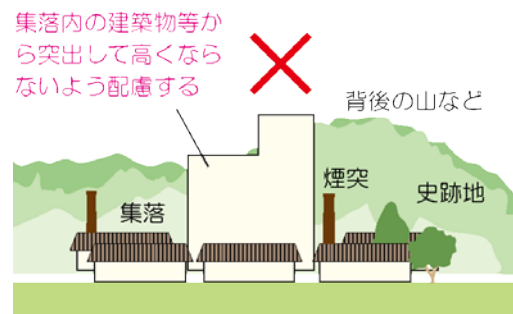
■参考資料：基準の解説

<建築物>

○高さ

- ・背景となる山なみや史跡地、周囲の生活景観、生業景観、歴史・文化的な景観との調和や眺望に配慮する。
- ・周辺の建築物との連続性に配慮した高さとし、周辺から高さが突出しないよう2階以下とする。

集落の背景となるシラ岩、青螺山、屏風岩、トンゴ岩等の山なみや、集落から窯元の煙突が垣間見える景観、史跡地を擁する歴史・文化が感じられる景観に調和するとともに、それらへの眺望を阻害しないよう、建築物の高さはできるだけ低く抑えます。また、周辺の低層建物との連続性を図るためにも、建物は2階以下とします。

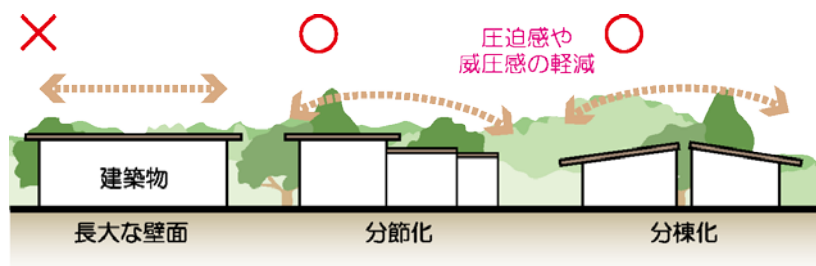


○形態意匠_外壁

- ・まちなみや周辺環境との調和に配慮する。
- ・周囲に圧迫感を与えないよう努める。

●分節化・分棟化による工夫

長大な壁面は圧迫感を与えるため、分節化によって変化をつける、分棟化により壁面の面積を小さくするなどして、圧迫感の軽減を図ります。



・従来から地域で使用されてきた質感や色彩を踏まえた素材とする。

大川内山地区の景観と調和するよう、従来から地域で使用されてきた素材を使用します。自然素材を模したのものや、反射の大きい無塗装金属板、ミラーガラス、タイルなどを使用することは控えます。また、やむを得ずコンクリート等の自然素材でないものを使用する際には、仕上げや色彩を工夫して風景に馴染むものとなるよう心がけます。

【地域で使用されてきた又は推奨される素材】

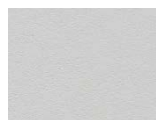
【配慮が必要な素材】



塗り壁



板張り



漆喰



コンクリート

【使用を控えた方がいい素材】



サイディング（木目調/窯業系）



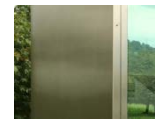
パネル



タイル



ミラーガラス



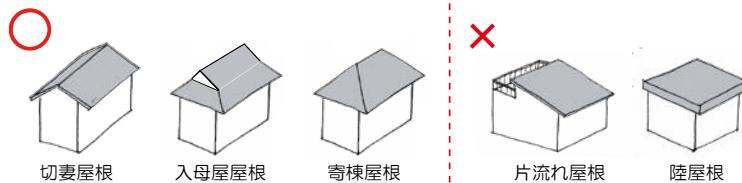
無塗装金属

○形態意匠__屋根等

・切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根とする。

●屋根の形状

大川内山地区では、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根の建築物が多く見られます。従来から用いられてきた屋根形状を踏まえることで、本地区の景観との調和を図ることができます。



・素材は瓦葺を基本とする。

●屋根の素材

大川内山地区の建築物の多くが瓦屋根を使用しています。本地区の景観と調和するよう、瓦屋根の使用を基本とします。



和瓦



平板瓦

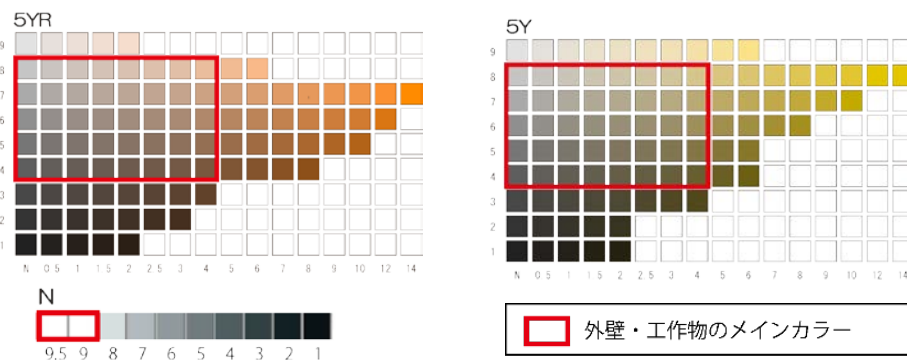
○色彩

- ・周辺の自然環境や集落景観と調和が図れるよう、低彩度の色彩とする。
- ・外壁は白、ベージュ系統を基調とする。
- ・外壁の色彩はマンセル表色系において下表のとおりとする。

色相	明度	彩度
YR・Y	4以上8以下	4以下
N	9以上	—
R・GY・G・BG・B・PB・P・RP	使用しない	

色彩はマンセル表色系において、上記の基準を守ることとします。なお、指定文化財や他法令によって色彩が規定されているものについてはこの限りではありません。

※印刷物のため、実際のマンセル値とは色が多少異なります。



- ・屋根は黒・灰色を基調とする。
- ・屋根の色彩はマンセル表色系において下表のとおりとする。

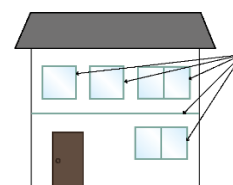
色相	明度	彩度
N	4以上5以下	—
R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP	使用しない	

色彩はマンセル表色系において、上記の基準を守ることとします。なお、指定文化財や他法令によって色彩が規定されているものについてはこの限りではありません。



- ・アクセントカラーは外壁各面の面積の5%未満とする。

壁面を占める割合は小面積ですが、全体を引き締めたり、視線を集中させたりする効果があります。基調色よりは使用できる色彩の幅が広いため、建物のアクセントとして華やかさを出したい場合などに使用するのが効果的です。アクセント色の使用については、広範囲にならないよう、外壁各面の面積の5%未満とします。

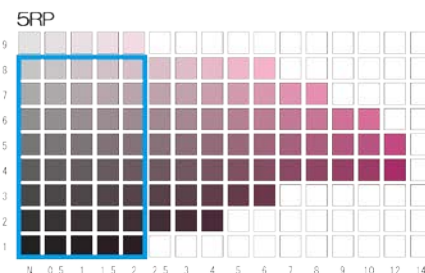
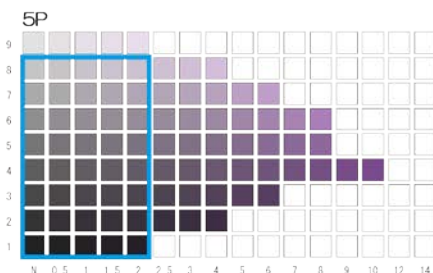
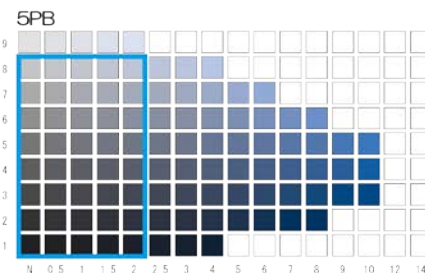
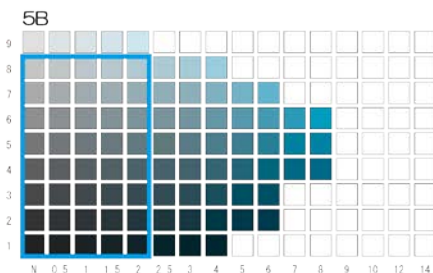
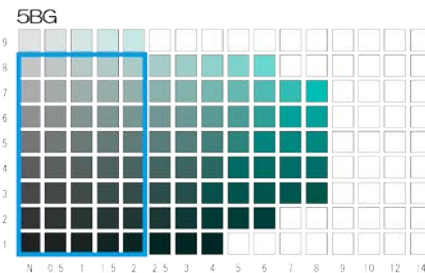
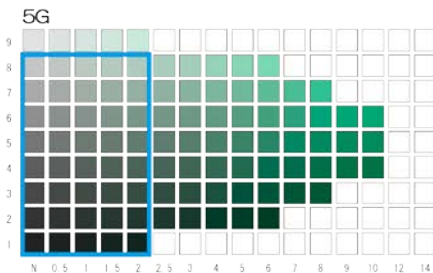
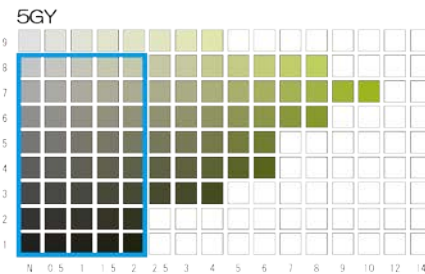
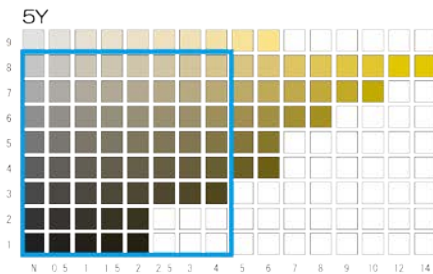
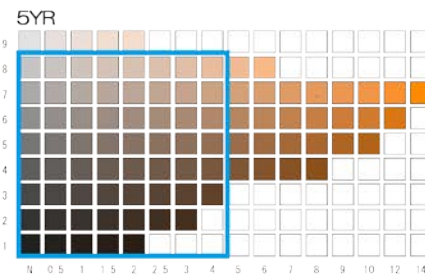
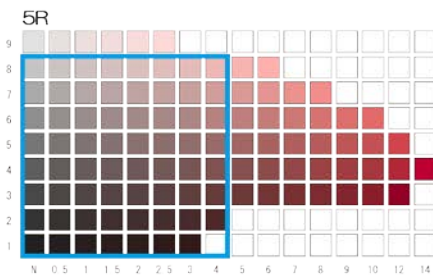



アクセントカラーは壁面に対して5%以内

・アクセントカラーの色彩はマンセル表色系において下表のとおりとする。

色相	明度	彩度
R・YR・Y	8 以下	4 以下
N		—
GY・G・BG・B・PB・P・RP		2 以下

色彩はマンセル表色系において、上記の基準を守ることとします。なお、指定文化財や他法令によって色彩が規定されているものについてはこの限りではありません。

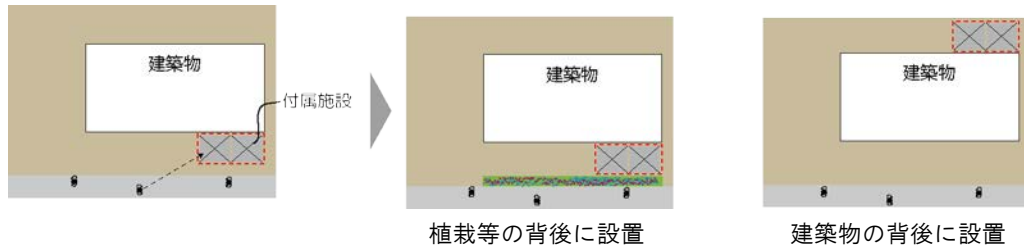


 外壁・工作物のアクセントカラー

○付帯設備

- ・ 室外機や配管設備等は、道路等の公共空間から見えにくくするよう努める。

道路等の公共空間から目立たないよう、植栽に隠れる位置や建築物の背後に設置するよう配慮します。



- ・ 室外機が道路等の公共空間から見える場合は、建築物外観と調和した囲い等により見えにくくするよう努める。

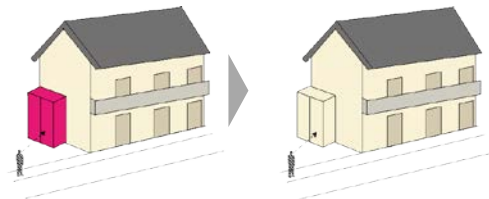
やむを得ず、室外機等の小型の設備を道路等の公共空間から見える位置に設置する場合は、外壁と調和する素材や色彩の囲い等を使用することで周辺の景観と調和させることができます。



木調の囲いで見えにくくした室外機【他都市事例】

- ・ 配管やダクト等は、壁面に露出しないように配慮する。外部に露出する場合は、壁面と同一の色彩とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。

付帯施設の色彩は、建築物本体と調和するよう同系色の色彩を使用する、または本体の外壁と同じ素材を用いることで、周辺景観と調和させることができます。



付帯施設への目隠しの設置や、建築物本体と同系色の色彩を使用する

- ・ 太陽光発電施設を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、代表的な視点場から見えない配置とするか、目隠し等により目立たないよう工夫する。

建築物に付帯させて設置する場合は、屋根の色に近いことや反射が少ないこと、屋根の傾斜に合わせることで、屋根の高さを超えないこと等に配慮します。



○外構・緑化

- ・門、塀、垣、柵を設ける場合は、自然素材のもの、または、自然素材に近いものを使用するなど、まちなみや周辺環境との調和に配慮する。

建築物の周囲に門、塀、垣、柵等を設置する場合は、自然素材または質感や色彩が自然素材に近いものを使用して周辺の景観に馴染むよう配慮します。



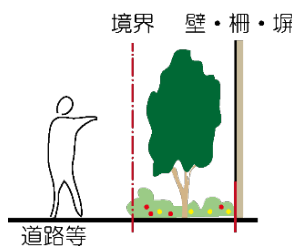
塀の上に瓦を組み合わせた例



瓦や石積みを使用した塀と植栽を組み合わせた例

- ・建築物の周囲に小スペースが生じる場合は、樹木や草花による潤いある空間の創出に努める。

建築物の周囲は民地と公共空間との境にあたり、多くの人に見られる場所です。快適でゆとりある空間を確保するために、建築物の周囲に生じる小スペースについては積極的に緑化を図ります。特に道路に面したスペースや角地など人の目が多く集まる所を多く緑化することで、周辺景観との調和や歩行者の快適性に配慮します。



道路等



店舗入り口の小スペースや道路境界部に植栽された例

○その他_駐車場

- ・駐車場は通りからの見え方や周辺環境との調和に配慮する。

店舗用や自家用の駐車場は、塀等の設置により車両が露出するのを避け、周囲の景観との調和や連続性の確保に配慮します。塀等を設置する際は、自然素材または質感や色彩が自然素材に近いものを使用して周辺の景観に馴染むようにします。または、生垣の設置や高木植栽、緑化プランター、緑化ブロック等の設置により修景を行います。フェンスや柵等により囲う場合には、つる植物等による修景を行います。

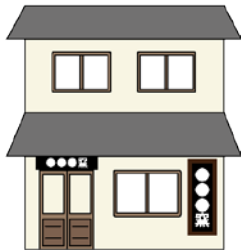


駐車場の周囲を瓦や石材を組み合わせた塀で囲い、まちなみとの調和に配慮した駐車場

○その他_掲出物

- ・通りの景観に配慮した落ち着いた色彩とする。
- ・規模・数量は必要最小限とし、複数表示または設置する場合は集合化に努める。
- ・屋上及び屋根面には設置しない。
- ・掲出物に商品等の写真は使用しない。
- ・デジタルサイネージは設置しない。
- ・電飾看板は使用しない。

店舗看板等の掲出物は、建物外観や景観と調和するよう色彩の明度や彩度を低く抑え、小型で掲出数も必要最小限とします。設置個所は屋根よりも低い位置とし、掲出物に商品写真等の使用は控えます。また、デジタルサイネージや電飾看板等の光源を伴う掲出物についても、まちなみとの不調和を起こすため使用を控えます。



必要最小限の看板を屋根より下に設置する



規模・数量・情報量が最小限に抑えられ、建物外観やまちなみと調和したシンプルなデザインの看板



<工作物>

○自動販売機

- ・自動販売機は、色彩や設置位置について、まちなみや周辺環境との調和に配慮する。
- ・夜間の光量を抑えるなど、夜間景観に配慮する。

●色彩や設置位置

自動販売機自体は小さいものですが、一般的には原色で塗られたものが多く、景観との不調和をきたす恐れがあります。自動販売機を設置する際は、色彩の明度や彩度を抑えまちなみや周辺環境に馴染むようにします。また、建築物の周辺に設置する際は建築物と一体となるよう近接させて配置するなど、周辺の景観との調和に配慮します。



●夜間の光量

自動販売機に内蔵された光源の光量は必要最低限のものとなるようにします。必要な時だけ点灯するものや光源の色彩を明るすぎない落ち着いたものにするすることで、夜間景観との調和を図ることができます。



まちなみや周辺施設と調和した自動販売機（他都市事例）

○煙突

・煙突は伝統的な様式とし、煙突を改修・修繕等する場合は伊万里鍋島焼協同組合と協議する。

集落から垣間見える窯元のレンガ煙突は大川内山地区の景観のシンボルのひとつです。老朽化等により煙突の改修や修繕が必要になった場合は、その改修方法等について伊万里鍋島焼協同組合と協議を行います。



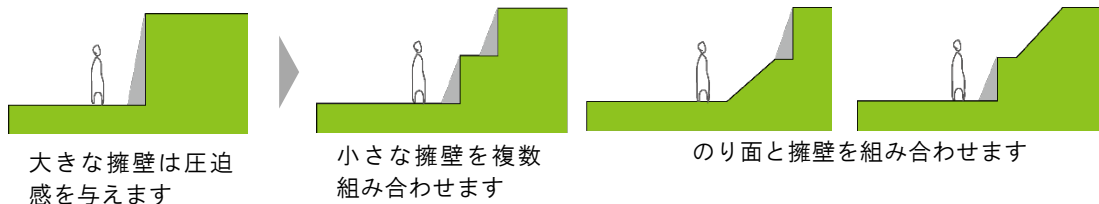
通りから見えるレンガ煙突

<開発行為>

○開発行為

・擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。

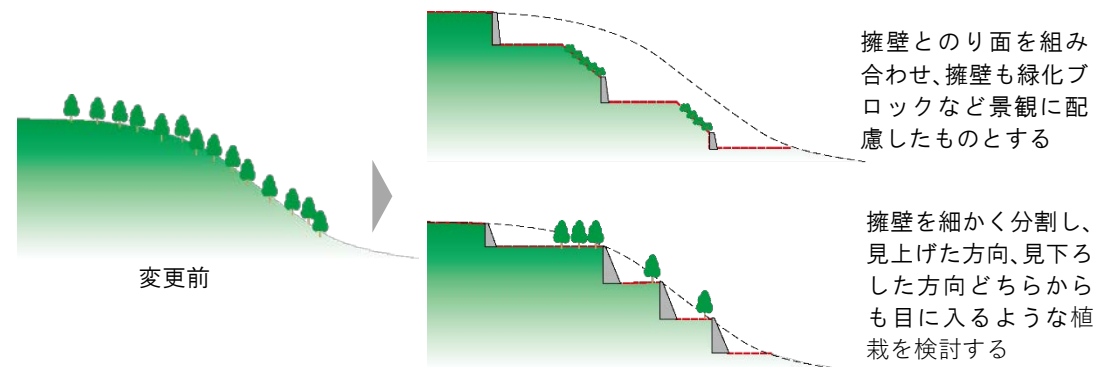
建築行為や開発行為によって擁壁が生じる場合には、分節化してできるだけ小さくなるようにする、素材や仕上げが景観と調和するように工夫する、緑化によって修景する等の工夫をします。



○土地の開墾及びその他の土地の形質の変更

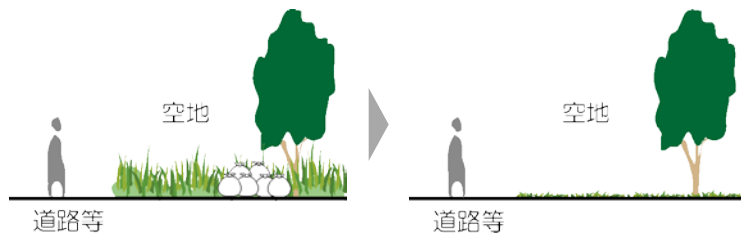
・新たな土地の形質の変更は行わない。但し、やむを得ず変更し擁壁やのり面が生じる場合は周辺の自然環境や歴史・文化的な景観との調和に配慮する

新たな土地の形質の変更により擁壁やのり面が生じないようにします。やむを得ず、新たに土地の形質の変更を行う際は必要最小限とし、周辺の景観との違和感が生じないように、既存の地形を生かしたものとなるよう配慮します。また、土地の形質の変更を行った後は、できる限り緑化を行い周辺からの見え方にも配慮します。



・空地が生じた場合は、周囲の景観を著しく損なわないよう維持管理を行う。

雑草の繁茂やゴミが散乱した空地は景観や環境の悪化を招く原因となります。空地が生じた場合は、雑草除去や清掃等の定期的な維持管理を行います。



・路外駐車場については、敷地内の緑化や舗装等による修景に努める。

駐車場は、道路等の公共空間から見た際に景観の連続性を確保できるよう、生垣の設置や高木植栽、緑化プランター、緑化ブロック等の設置により修景を行います。また、フェンスや柵等により囲う場合には、つる植物等による修景を行います。



○木竹の植栽、伐採

・地区の景観を支える木竹の維持管理に務め、また、新たに植栽する場合は、周囲の景観に調和する樹種及び配置とする。

大川内山地区特有の岩壁を背景とする景観や山なみを保全するために、木竹の手入れ等を行い維持管理に努めます。また、新たに植栽を行う場合には、既存の樹種や配置に配慮します。



岩壁を背景とする大川内山地区特有の景観

・大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限にとどめるよう努める。ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りではない。

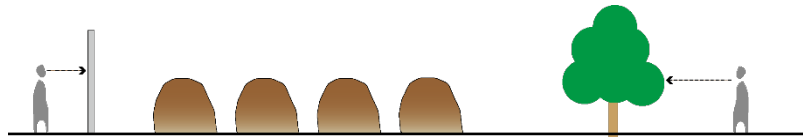
木竹の伐採は基本的に行わないこととします。ただし、間伐など森林の維持管理に必要な場合等については、周辺景観との調和に配慮しながら最小限の範囲で行うことができるものとします。

○屋外における物件の堆積

- ・堆積物が公共空間から見えないうように外周への植栽・植樹等による修景や遮へいなどの工夫をする。

屋外で物件の堆積を行う場合には、堆積物が乱雑にならないようなるべく低く配置するとともに、道路等の公共空間から見えないうように周辺を植栽・植樹等もしくは景観に配慮した柵や塀によって遮へいします。また、可能な場合は堆積物を分割することで高さを抑えることができます。

●堆積物を遮へいする



樹木や塀で遮へいする場合は、十分に遮へいの効果が発揮できる高さとしします。周辺の地形や視点場の位置に合わせて、効果的な遮へい措置を講じる必要があります。

●堆積物の高さを抑える



堆積物の高さはできるだけ抑え、分割できる場合は分けて積み上げることで、周辺の風景に配慮することができます。

○特定照明

- ・地域の夜間景観を損なう恐れのある、過度の明るさや色彩の照明は避ける。

照明は安全性や効率性を確保した上で、必要最小限となるようにし、周囲の景観に配慮したものとします。

●形態・意匠

照明器具本体の形態・意匠は昼間の見え方にも配慮し、周辺の景観と調和する控えめなデザインとします。また、建築物等に付属する場合には、その一体性に配慮したものとします。



形態・意匠や光源に配慮した照明（他都市事例）

●光源

照明の明るさや色彩にも配慮し、落ち着いた夜間景観を乱す恐れのあるものは使用しないように心がけます。また、点滅照明や動きのある照明は祭りなど一時的なものを除いて設置しないようにします。



まちなみと一体となった落ち着いた夜間景観（他都市事例）

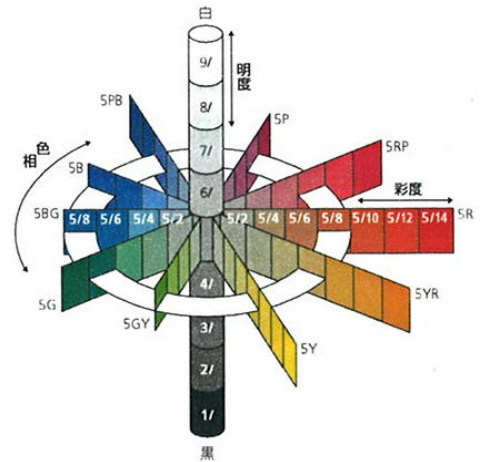
■色彩基準のマンセル値について

色彩景観を考えていく際に、色に関する基本的な事項と、基準を定める際に用いるマンセル表色系について解説します。

○マンセル表色系

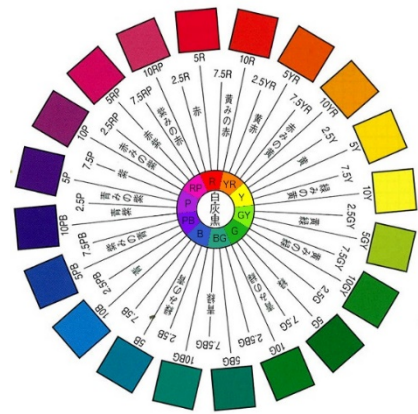
色彩を表すための尺度のひとつです。JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的なものです。

「色相」、「明度」、「彩度」の3つの尺度の組み合わせによって色彩を正確に表現します。



○色相とは？

赤、青といった「いろあい」を表します。マンセル表色系では、10種類の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。



○明度とは？

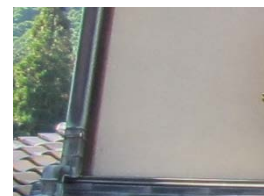
明るさを示します。マンセル表色系では、0から10までの数値で示します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

○彩度とは？

鮮やかさを示します。マンセル表色系では、0から14程度までの数値で示します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり、赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

○マンセル値の表し方

例えば右の写真に示す建物の壁面に使用されている色は、マンセル値では「10YR 9/1.5」と表現されます。これは「10YR」が色相（橙系）、「9」が明度（明るい）、「1.5」が彩度（無彩色に近い）を表し、以下のように読みます。



じゅうわいあーる きゅう の いったんご
10YR 9 / 1.5
 色相 明度 彩度

第7章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

7-1. 景観重要建造物の指定に関する事項

(1) 基本的な考え方

里地区及び大川内山地区には多くの歴史資源に加え、自然や歴史、恵みと営みによって特性を表す建築物や工作物が数多く存在し、それらの多くは地域の景観の重要な核となっています。

そこで、これらの貴重な歴史資源を後世に引き継いでいくために、地域住民が景観の中で重要な価値を有するという共通認識を持っている建造物を景観重要建造物として指定し、地域や所有者と協働で積極的な保全を行います。

(2) 景観重要建造物とは

景観重要建造物とは、文化財保護法によって指定・登録される有形文化財とは違い、建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではありません。地域の景観の特性を踏まえた上で、景観上重要と考えられる建造物や工作物について、所有者の意見を尊重した上で市長が指定します。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除却、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際は市長の許可が必要となります。

また、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

(3) 指定の方針

里地区及び大川内山地区においては今後、下記の①～③のすべてに該当するものについて検討を行い、景観重要建造物として指定します。ただし、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定されているものについては対象外とします。

①地域の自然や歴史、文化などの視点から、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観づくりの核となっているもののうち下記のいずれかに該当する建造物

- ・地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
- ・地域のシンボルとなっている建造物
- ・優れたデザインや高度な技術が使われている建造物
- ・地域の伝統的な様式を継承している建造物
- ・観光名所となっている建造物
- ・市民に親しまれ、愛されている建造物

②道路などの公共空間や視点場となっている場所から、誰もが容易に見ることができる建造物

③所有者または管理者が適切に維持管理を行うことができる建造物

7-2. 景観重要樹木の指定に関する事項

(1) 基本的な考え方

大川内山地区には、本地区特有の岩壁と一体となって広がる豊かな山林景観や樹齢数百年の大木、神社の樹林地など、歴史を有する樹木が残されており、これらの樹木は地域の歴史、暮らしを物語る景観を支えています。また、里地区についても地域の歴史を物語る樹木や樹林地などが分布しています。

そこで、地域住民が景観の中で重要な価値を有するという共通認識を持っている樹木を景観重要樹木として指定し、地域や所有者と協働で積極的な保全を行います。

(2) 景観重要樹木とは

地域の景観の中で重要と考えられる樹木について、所有者の意見を尊重した上で市長が指定します。

景観重要樹木に指定されると、樹木の伐採及び移植を行う際は市長の許可が必要となります。また、市長は管理の基準を定め、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。

(3) 指定の方針

里地区及び大川内山地区においては今後、下記の①～③のすべてに該当するものについて検討を行い、景観重要樹木として指定します。ただし、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定されているものについては対象外とします。

①地域の自然や歴史、文化などの視点から、樹容（樹のすがた）が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観づくりにおいて重要なもののうち下記のいずれかに該当する樹木または樹木群

- ・地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
- ・地域のシンボルとなっているもの
- ・樹齢、樹容などから見て景観上優れているもの
- ・市民に親しまれ、愛されているもの

②道路などの公共空間や視点場となっている場所から、誰もが容易に見ることができる樹木または樹木群

③所有者または管理者が適切に維持管理を行うことができる樹木または樹木群

(4) 景観重要樹木の指定（案）

※本計画においては大川内山地区のみ指定対象（案）を整理し、里地区については今後必要に応じて景観重要樹木の指定を行います。

①イチョウの木（別称：清正公さんの大イチョウ）

イチョウの木は、国指定史跡 大川内鍋島窯跡の史跡地である清正公社の敷地内に位置し、樹齢は250年前後と推定されています。1830年代～1870年代に作成された「染付鍋島藩窯絵図大皿」に描かれている樹木がこのイチョウの木と推定されます。季節ごとに美しく変化する姿は見る人を魅了し、特に秋の黄金色に輝く姿は圧巻です。

幹回り約5.3m、枝張り約18m、高さ約30mあり、高台の藩窯公園からはもちろん、水路沿いなどからも視認でき、住民にとって大切なシンボルツリーのような存在です。



イチョウの木

②ケヤキの木（別称：八天さんのケヤキ）

山裾から舌状に飛び出した岩盤上に植生しており、高さ約22m、幹回り約3.5m、枝張り約23m、樹齢は250年と推定されています。国指定史跡 大川内鍋島窯跡の史跡地に位置し、樹木の根元には絵図皿に描かれている八天狗社（はってんぐしゃ）と推定される石祠が描かれるなど、大川内山の歴史が刻まれた古木です。

イチョウの木と同様藩窯公園や水路沿いから視認でき、秋にイチョウの木と並んで朱赤に美しく染まる姿は、背景となる岩壁の景観と相まって見る人を魅了します。



ケヤキの木



大川内山地区特有の岩壁を背景に立ち並ぶイチョウの木（左）とケヤキの木（右）

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 基本的な考え方

道路、河川などの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに、その規模や公共性などから、地域の景観に対して大きな影響を与えます。これらのうち、特に良好な景観形成のために重要な公共施設を景観重要公共施設に指定します。これらの公共施設の質を向上・改善することによって、積極的な景観づくりを先導します。

なお、公共施設の整備にあたっては、佐賀県公共事業景観形成指針及び佐賀県美しい景観づくり条例も参照することとします。

(2) 景観重要公共施設とは

景観重要公共施設の対象となる公共施設は以下の通りです。

- ①道路法による道路
- ②河川法による河川
- ③都市公園法による都市公園
- ④海岸保全区域など（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域など）に係る海岸
- ⑤港湾法による港湾
- ⑥漁港漁場整備法による漁港
- ⑦自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
- ⑨その他法令で定める施設

これらのうち良好な景観形成のために必要なものを指定することができます。

また、公共施設管理者は景観行政団体に対し、当該公共施設を景観重要建造物と位置づけ、景観計画に「整備に関する事項」や「占有などの許可の基準」を定めることを要請することができるとともに、景観計画に定められた景観重要公共施設管理者は景観行政団体に対し「整備に関する事項」や「占有などの許可の基準」の追加または変更を要請することができます。

(3) 指定の方針

里地区および大川内山地区においては今後、下記の①～④のいずれかもしくは全てに該当するものについて検討を行い、景観重要公共施設として指定します。

- ①広域景観の骨格となっている公共施設
- ②地区の玄関口となる公共施設
- ③地区の特徴を表している公共施設
- ④地区にふさわしい魅力ある景観形成が必要な公共施設

(4) 景観重要公共施設の指定（案）

※本計画においては里地区のみ指定対象（案）を整理し、大川内山地区については今後必要に応じて景観重要公共施設の指定を行います。

道路・自然・公園等の公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素のひとつであるため、その周辺の自然景観と調和した景観形成を行うことが求められます。

このため、里地区では景観形成上重要な公共施設については、景観重要公共施設として指定し、今後公共施設管理者等と協議を図りながら、景観上配慮すべき事項等を検討するとともに、施設の整備に関する事項等の基準を定め、景観に配慮した施設整備や維持管理を推進します。

1) 道路

西九州自動車道の伊万里道路に続く伊万里松浦道路のうち、当該地区の景観計画区域内

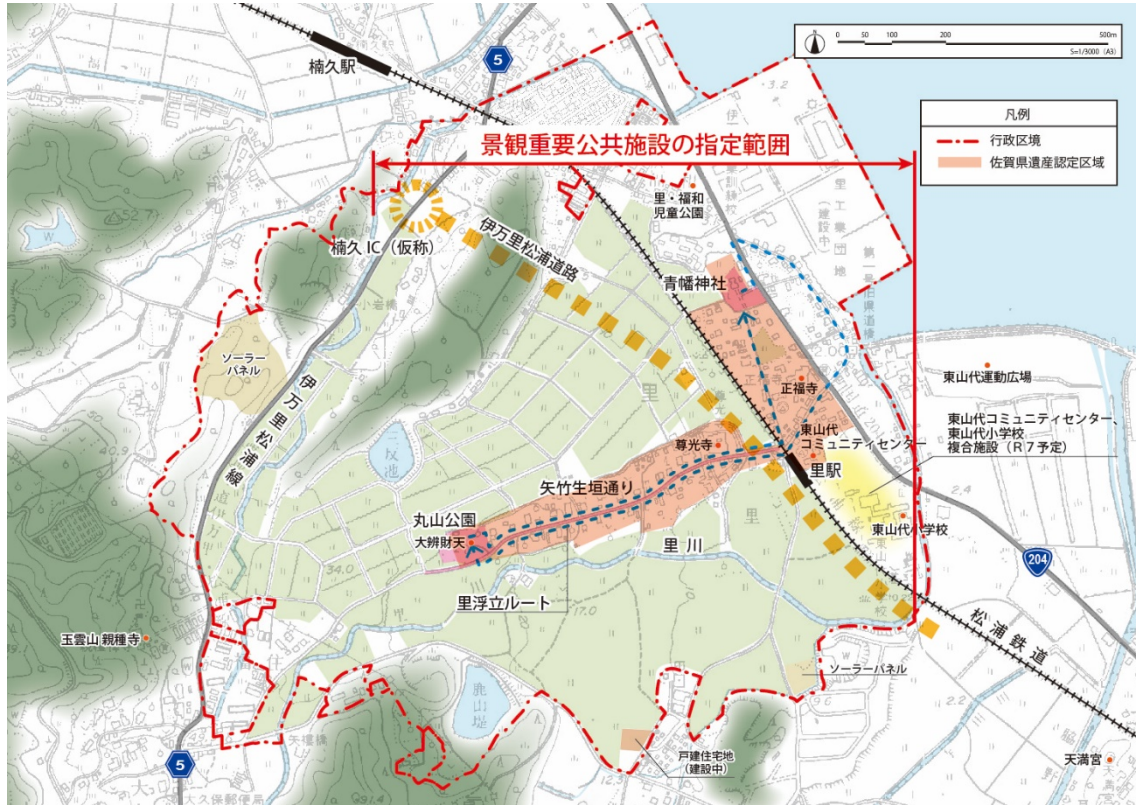


図 里地区における景観重要公共施設の指定範囲（案）

【整備に関する事項】

緑豊かで潤いのある景観づくりを推進するため、周辺の田園景観と調和した整備やのり面等の植栽の適正な維持管理に努めます。

2) その他

その他の道路、河川、公園事業に係る施設等については、今後必要に応じて景観重要公共施設としての指定を検討します。

第9章 屋外広告物の表示などに関する事項

(1) 基本的な考え方

屋外広告物法第2条第1項において規制の対象となる「屋外広告物」とは、“常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板や立て看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板など、建物その他の工作物などに掲出され、または表示されたものなど”を言い、営利目的・非営利目的のいずれのものも該当します。

屋外広告物は、壁面広告や野立て広告などの典型的な広告だけではなく、はり紙やのぼり、ネオンサイン、アドバルーン、建物などに投影される画像までも含んだ幅広いものであり、今後、時代の進展とともに表示や掲出の形態も一層多様化することが予想されます。

良好な景観づくりのために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置については、周辺環境との調和はもとより安全性を確保するという視点も重要となります。

また、観光客の目に触れることの多い大川内山地区入口から藩窯坂にかけては、地域の風景の特性に配慮した色彩とし、規模や数量などに対しても配慮します。

(2) 屋外広告物の表示等の制限に関する方針

現在、伊万里市においては佐賀県屋外広告物条例に基づく禁止区域等が設定されています。今後も県条例の規定を遵守するとともに、必要な場合は、関係者等との協議の上、県条例禁止区域等の設定の見直しや、市の独自条例の制定を検討します。

現在、大川内山地区に掲出されている屋外広告物は、そのほとんどが自家用広告物ですが、それらは地域の景観を印象付ける重要な要素のひとつとなっています。そのことから、自家用広告物についても、地域特性や周辺景観との調和、まちなみの景観を引き立たせる質の高いデザイン等に留意したルールの整理を進め、地域で共有するよう努めます。

なお、里地区についても、今後必要に応じて対応を図ります。

第10章 計画の運用に関する事項

10-1. 景観まちづくりへの展開に向けて

(1) 景観まちづくりとは

景観まちづくりとは、単に行政や民間が行う開発行為に対する規制誘導という狭義の意味での景観づくりにとどまらず、景観を住民や事業者、行政が貴重な資源として認識するとともに、景観づくりを通してその背景にある生活・生業を豊かにし、地域づくりへとつなげていくことを指します。

里地区や大川内山地区の景観は、それぞれの地区で育まれてきた歴史・文化、それを途絶えさせることなく継承してきた人々の暮らしや生業、豊かな緑などの自然によって形づくられています。それらを維持していくためには、現在の土地利用を維持し、今後も暮らし続けていくことのできる地域づくりが不可欠です。景観というフィルターを通して、里地区と大川内山地区の現状を見つめ、地域の価値を再発見することは、魅力ある住み良いまちの実現にとって非常に大きな役割を担っています。

さらに、里地区と大川内山地区の景観の持つ価値を、住民や事業者のみならず、観光客や移住希望者、今後の立地を検討している企業等、より多くの主体へと伝えていくことは、移住定住や観光等、里地区と大川内山地区がこれまで積み上げてきたまちづくりをより促進するきっかけとなると考えられます。本章では、以上の考えに基づき、景観まちづくりを推進していくための考え方を示します。

(2) 里地区の景観まちづくりに向けた取組み

矢竹生垣通りの生垣は、地域の少子高齢化に伴う維持管理費の不足や人手不足等により継続的な維持管理が困難になる可能性が高く、矢竹の生垣を地域だけでなく伊万里市の共有財産として守り続けていくためには、地域住民と行政が協働して維持管理に取り組む必要があります。

そこで、今後は、矢竹の生垣の維持管理を継続的に実施していくために、地域主体のイベントや活動等に合わせて生垣を維持管理するなどの支援を検討していきます。

(3) 大川内山地区の景観まちづくりに向けた取組み

大川内山地区では、居住者や窯業従事者を問わず、多くの人が地区の歴史文化や特徴ある景観、生業に誇りや愛着を持っており、その特性を生かしたまちづくりに期待が寄せられています。また、窯業に従事する若手を中心に、景観の形成や保全だけにとどまらず、地区の歴史・文化、自然、生業、暮らし等を活かした地域活性化の取組みが進められています。

その一方で、社会情勢や観光様式の変化に伴う観光客の急激な減少や少子高齢化等による活力不足等により、様々な活動を拡充しにくい状況にあります。

そこで、今後、大川内山地区の景観を伊万里市の財産として守り育み、また、伊万里市を代表する観光地として活力を向上させていくためには地域と行政の官民協働による景観まちづくりへの取組みが不可欠です。

大川内山地区ではこれまでに「大川内山地区の美しい景観を守り育て、次世代へつなぐ施策プラン（H19.3）」および「大川内山活用計画（H26.3）」を作成し、景観整備や地域の活力向上に向けた取組みや役割分担が示されていることから、改めて、それらの内容を現状に照らし合わせながら官民協働のあり方を再整理し、地域活性化につながる景観まちづくりに取組んでいきます。

（４）官民連携による景観まちづくりのあり方

官民連携による景観まちづくりをより効果的に行っていくため、各主体の役割を以下のように想定します。

①住民の役割

- ・自らが景観づくりの主体であることを認識し、景観づくりへの関心・理解を深め、自主的かつ積極的に景観づくりに努めます。
- ・市等が実施する景観づくりに関する施策や取組みに、積極的に参加・協力します。

②事業者の役割

- ・事業者が管理する建築物等や事業活動が景観に影響を与える可能性があることを認識し、事業活動の実施に当たっては専門的知識や経験等を活かし、積極的にその地区らしい景観づくりに貢献するよう努めます。
- ・市等が実施する景観づくりに関する施策や取組みに、積極的に参加・協力します。

③行政の役割

- ・景観づくりに関する総合的な施策を策定し、これを実施します。策定・実施に当たっては、住民、事業者の意見が十分に反映されるよう努めます。
- ・公共施設等の整備を行う際は、伊万里市における景観づくりの先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・景観づくりに関する市民、事業者の意識啓発及び知識の普及を図るよう努めます。
- ・住民や事業者、地域団体による自主的な景観づくりに関する取組みへの支援や情報提供を積極的に行います。

④地域団体（景観協議会、NPO法人等）等の役割

- ・市が実施する景観づくりに関する施策に参加・協力し、行政や事業者に対して提案を行います。
- ・景観法第15条第1項に規定される景観協議会等は、それぞれの活動の中で積極的な景観づくりを実施します。

- ・まちづくりに関わるNPO団体等は、それぞれが持つ知識や経験を活かし、コーディネーターとしての立場等から市民、事業者、行政が行う景観づくりの取組みを支援します。
- ・伊万里市の関係人口創出事業と連携し、地区外の人々とのネットワークを拡げながら、両地区の課題解消や活性化に取り組んでいきます。

(5) 市民・事業者の意識醸成に向けて

①表彰制度の実施

市民の景観づくりやまちづくりに対する意識向上を図るため、良好な景観づくりに寄与している建築物や緑化の取組み、その他景観づくりに関連するまちづくりの取組みなどを表彰する制度の創設を検討します。

②広報・啓発に向けた取組み

市民、事業者などの景観づくりに対する理解を深めるため、市の広報誌やホームページ、パンフレット等による制度の周知を行うとともに、景観づくりに関する研修会等を開催します。

また、子どもの時から地区の景観に対する意識や感性を育むことができるよう、小・中学生への景観学習の実施、定期的なニュースの発行などによる情報提供などに取組みます。

③助成金などの支援制度の創設

住民、自治会、NPO法人、事業者等による景観づくりに関する主体的な活動を支援する為、助成金等の支援制度の創設を検討します。

④市民提案制度の創設

自治会やまちづくりに関するNPO法人等は、景観法に基づき、市に対して景観計画の変更等を提案することができます。具体的には以下の事項について、提案制度の対象とすることを想定します。

- ・景観計画区域の指定
- ・景観重要建造物の指定
- ・景観重要樹木の指定

(6) 庁内連携による景観まちづくりの推進

景観まちづくりを推進していく上では、事業を主管する関係各課が基本的な考え方を理解し、常に情報を共有し、最適なデザインのあり方を考えていくことが求められます。

そのためには、担当する事業が、里地区及び大川内山地区の景観形成においてどのような影響を与えるのか、またどういった意味を持つのかという視点に照らし合わせ、単なる運用基準の順守という段階から、景観まちづくりの主体としての取組み意識をもって事業推進を図っていくことを目指します。

景観審議会等における専門的な知見を得ながら進めることは言うまでもありませんが、きめ細やかな庁内の横断的なワーキングを継続的に実施することで、景観形成の全体像、いわば伊万里市の目指す将来像の実現を、庁内全体で共有していくプロセスこそが、景観まちづくりにおいて行政が取組むべき基本的なスタンスであると言えます。

里地区においては生垣の保全・活用、大川内山地区においては景観まちづくりの取組みによる地域の発展を推し進める必要がある事からも、ビジョン共有から事業推進に至る横断的なワーキング体制の構築を進めていきます。さらに、里地区では、景観重要公共施設の施設管理者等との継続的な連携や調整を行い、地区の良好な景観に配慮した施設整備や適切な維持管理の推進を図ります。

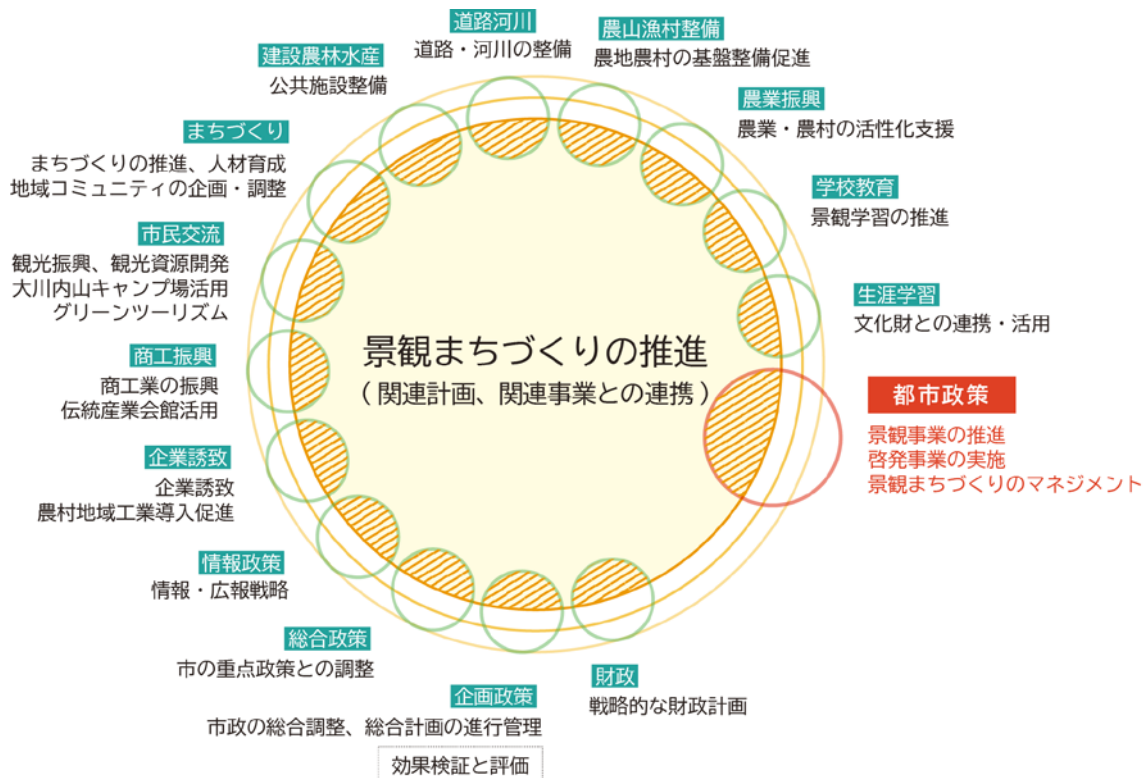


図 : 庁内連携による景観まちづくりの概念図

10-2. 景観計画の運用

(1) 届出等の流れ

届出等の流れを以下に示します。第6章に示した届出対象行為に該当する開発行為等を行う場合は、計画や設計が変更可能な段階で、市都市政策課との事前相談や事前協議を行い、着手の30日前までに届出を行います。

なお、里地区の景観まちすじで指定する一定規模以上の建築行為等を行う場合は、事前相談の段階で、地区内住民の理解の手続きや住民説明会を行い進めていきます。大川内山地区においても、地区景観の特徴である煙突の改修・修繕等を行う際には、事前相談の段階で伊万里鍋島焼協同組合等との話し合いも行います。

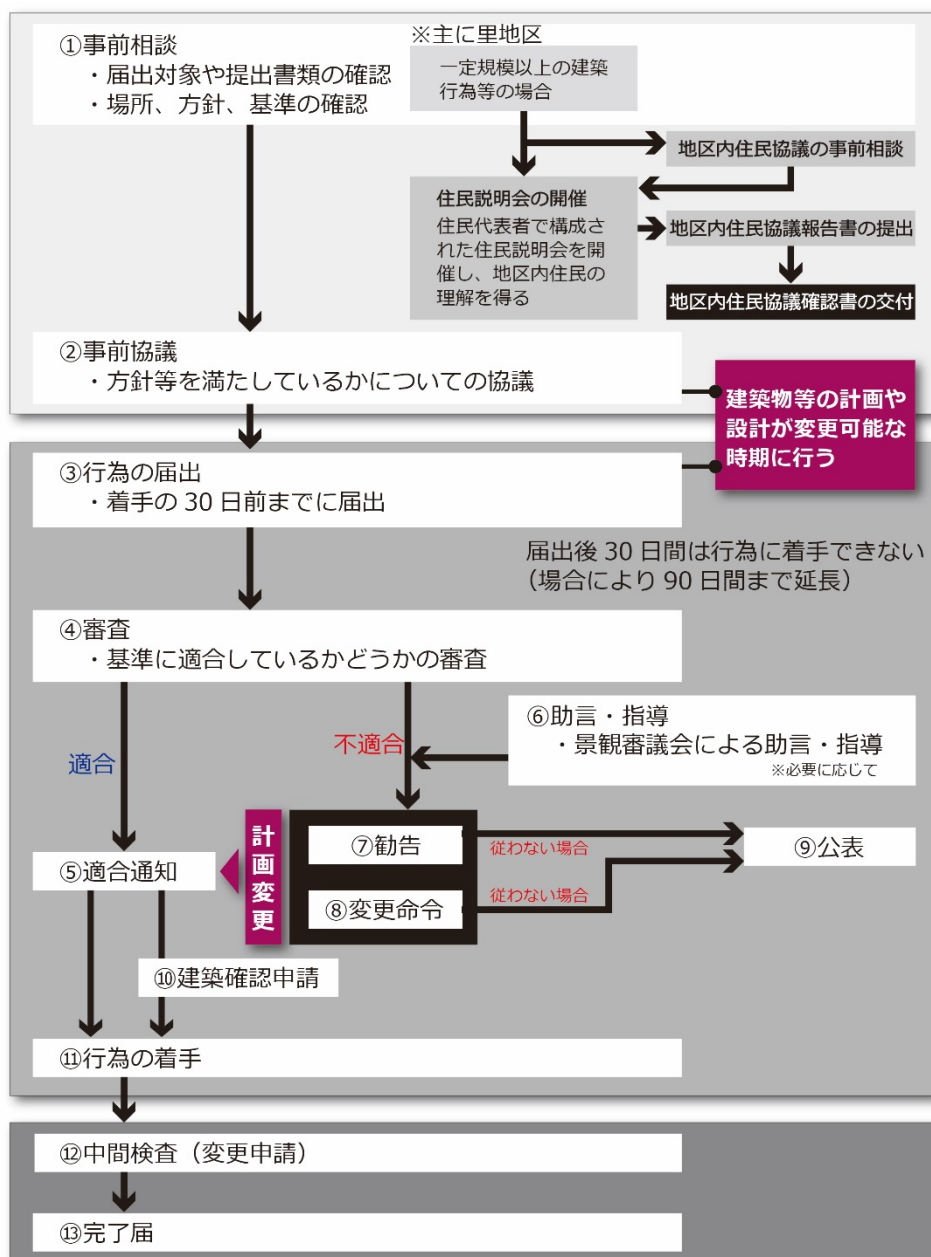


図 : 届出等の流れ

(2) 公共工事における景観づくりの流れ

景観計画区域における公共施設（道路、河川など）の整備に際しては、整備を行おうとする場所の景観形成方針及び佐賀県美しい景観づくり基本計画（改訂版）、佐賀県美しい景観づくり条例等に従い、良好な景観づくりに向けた誘導を図っていきます。

公共工事における景観づくりの流れは以下の通りです。事業主体が市、県、国のいずれであっても調整可能な段階で事前協議を実施し、必要に応じて景観審議会に助言を求めるとともに、協議書を提出するものとします。

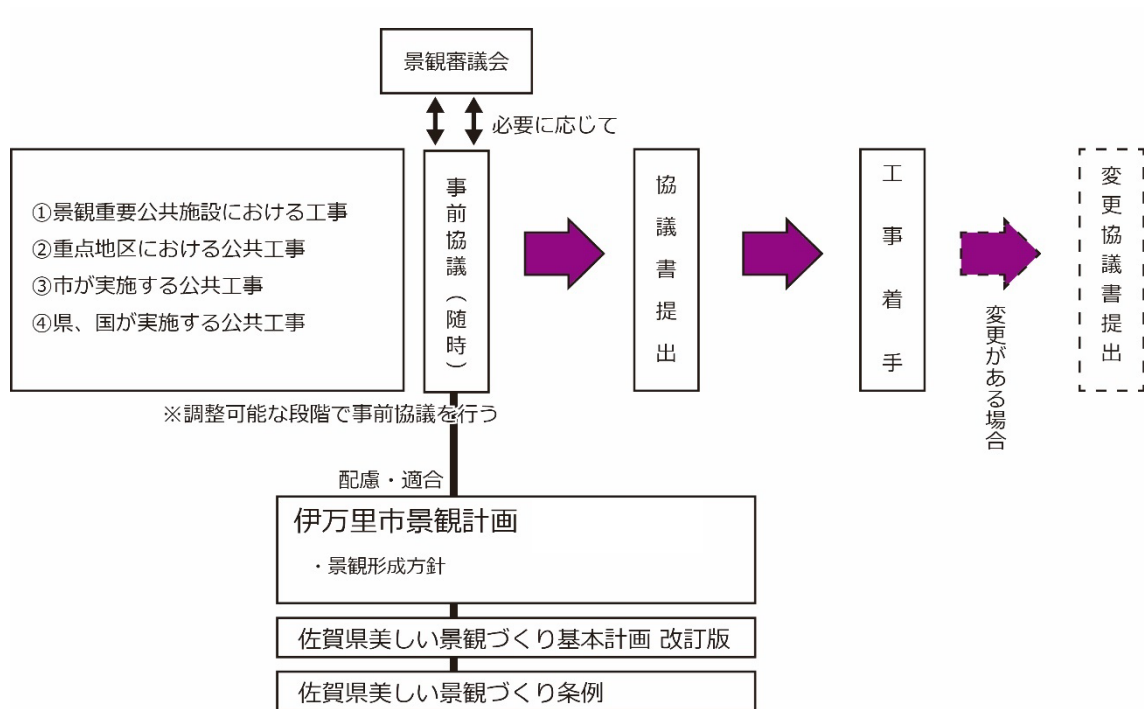
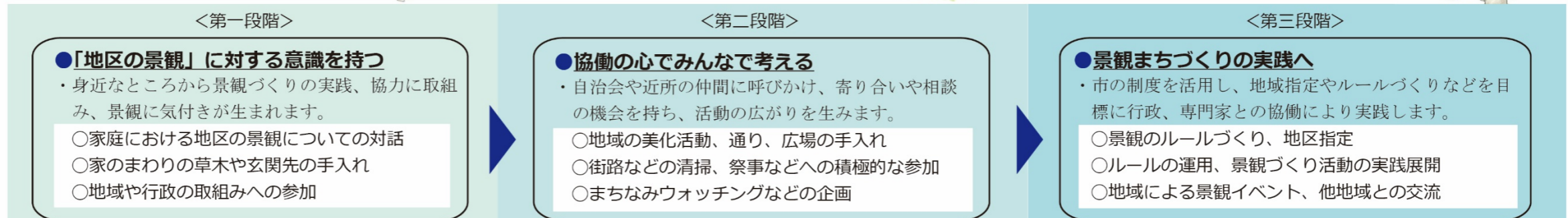


図 : 公共工事における景観づくりの流れ

10-3. 計画策定後の取組みイメージ

(1) 市民による風景づくりの展開イメージ

気軽な参加から、徐々に広げていく視点で市民意識を高めていきます。



(2) 行政の施策展開イメージ

住民の活動支援や庁内連携を重ねながら取組みを拡充していきます。

